

平成26年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 平成26年12月9日(火)

議長 三戸留吉 おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。1番 村井剛君 2番 畠山金美君を指名いたします。
次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。

議会運営委員長 村井剛 おはようございます。私から12月定例会の日程、運営等につきまして審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告を申し上げます。
去る12月2日午前10時から第1委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例関係では条例改正議案が2件、条例制定議案が3件、平成26年度補正予算議案が5件、専決処分による承認が1件、後期の議会広報編集委員の選任と正副委員長の互選であります。
また請願・陳情は、請願1件、陳情8件で、一般質問者は8名となっております。
今定例会の日程は、皆さんに配付しております資料のとおりであります。初日が町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明、質疑並びに請願・陳情について等を行い、各常任委員会に付託いたしますが、一般質問並びにその後の審議が深まることを期待し、初日の常任委員会は予定の確認に留め、議員個々の議案の検討時間に充てることといたしております。
2日目は一般質問を行い、終わり次第各常任委員会に入っておりますが、最終日は午後3時から開催いたします。
以上のとおり今定例会の会期は、皆さんに配付した資料のとおり、本日から12月12日までの4日間で行うことといたしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長 三戸留吉 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12日までの4日間と決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉 これより、町長の行政報告に対する質問を行いますが、確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに明日の一般質問に重複する質問は控えて下さるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。
質問のある方は挙手願います。

9番 菊地文人 3ページの情報交流拠点多目的施設の愛称が決まったということですがけれども「はちパル」の「パル」は何かの略称だと思うんですけれども、そのことについてお知らせください。

総務課長 渡部博英 菊地議員のご質問にお答えいたします。
愛称の「はちパル」ですが、けれども、「はち」は「はちろうがた」の「はち」でございます。「パル」は「人が集まる」という英語の意味でございます。

議長 三戸留吉 他にありませんか。

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。6ページの福祉関係についてですけれども、最終的には臨時給付金が対象者のおよそ90%に相当する1,377名となっています。これ100%でなく、どうして90%なのでしょう。

福祉課長 小野良幸 北嶋議員さんのご質問にお答えいたします。3ヶ月間の申請期間を設けておりました。3ヶ月間については、国が定める期間となっております。3ヶ月を過ぎても2週間程は延長で申請を認めておりました。その間、申請のなかった方に対しては、直接郵送して申請を促しております。それでも申請がこなかった関係で、およそ、という言葉を使っておりますが、分母となる対象の方というのが、自分は非課税なんですけれども誰かに扶養されている方、扶養している方が課税であれば対象になりません。遠隔地にいらっしゃる扶養の方を町では把握できないことから、この対象者の方の人数をしっかりと把握できないということで、およそという言葉を使っております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。

3番 金一義 前の聞き漏れかどうかわかりませんが、当初の説明だと、新しい図書館には司書が1名という話ではなかったかと思っておりますけれども、もし思い違いであればあれですけども、2名にした根拠をもう一度ご説明願えればと思います。

総務課長 渡部博英 金議員のご質問にお答えしたいと思います。全員協議会の中で図書館司書2名、臨時職員2名とお話ししておいたと思います。来年5月1日オープンということで、この後いろいろな図書館の準備作業ありますので、10月1日付の採用としております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に日程第4、承認第3号から、日程第14、議案第53号までの、承認1、議案10について、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
専決の補正予算書をご覧ください。

承認第3号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
この度の補正予算の専決処分は、衆議院の解散に伴い、今月14日に執行される第47回衆議院議員総選挙・最高裁判所国民審査に伴う経費の補正で、選挙事務を円滑に執行するため、専決処分したものであります。

1ページ、歳入歳出にそれぞれ519万9千円を追加し、歳入歳出の予算総額を30億4,795万4千円としております。

歳入は、7ページ、衆議院議員総選挙費委託金に518万9千円を、前年度繰越金に1万円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、9ページ、投開票管理者報酬、投開票立会人報酬に合わせて64万1千円、職員手当等に275万9千円、需用費に56万円をそれぞれ追加しております。

以上が、一般会計補正予算(第3号)専決処分の概要であります。

会議日程資料7ページ

議案第44号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
人事院及び秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、自動車等の使用者に支給する通勤手当の額を改定するとともに、所要の規定の整備を行うものであります。

資料25ページ

議案第45号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額について、その基本額を引き上げるとともに、産科医療補償制度に加入している分娩機関で分娩する場合の加算額の上限額を引き下げるものであります。

資料 27 ページ

議案第 46 号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い児童福祉法が改正され、新たに放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定めるものであります。

資料 33 ページ

議案第 47 号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い児童福祉法が改正され、新たに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

資料 52 ページ

議案第 48 号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

続きまして、各会計補正予算関係について、ご説明申し上げます。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

議案第 49 号 平成 26 年度八郎潟町一般会計補正予算（第 4 号）について

歳入歳出にそれぞれ 3, 484 万 3 千円を追加し、予算総額を 30 億 8, 279 万 7 千円としております。

歳入の主なものは、9 ページ、県支出金・衛生費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金に、後期高齢者広域連合からの確定通知により 57 万 3 千円を追加しております。

農林水産業費県補助金の機構集積支援事業費補助金には 91 万 8 千円を追加しております。これは、法改正に伴う農地台帳システムの改修費分であります。

また、農地集積協力金交付事業補助金に 70 万円を追加しております。これは、1 個人に対し町を経由し交付されるものです。

繰入金・後期高齢者医療特別会計繰入金 31 万 2 千円の追加は、平成 25 年度実績に伴う精算分であります。

なお、前年度繰越金には 3, 231 万 6 千円を追加しております。

歳出の主なものは、12 ページ、総務費・総務管理費の電子計算費に秋田県町村電算システム共同事業組合負担金 479 万 4 千円を追加しております。これは、番号制度に係る平成 26 年度分のシステム改修分と法改正に伴う給与・年金・農地台帳の各システム改修費で、年金システム及び農地台帳システムにつきましては、全額補助対象であります。

企画費の多目的交流施設消火器設置業務委託料 57 万 7 千円の追加は、情報交流拠点多目的施設完成後の消防立ち会い検査の際、消火器を設置しておく必要があることから、消火器設置・消防諸手続き等の業務を委託するものであります。

15 ページ、民生費・社会福祉費・老人福祉費の介護保険特別会計繰出金には、介護給付費等の増に伴い 880 万 3 千円を追加しております。

衛生費・保健衛生費・後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金には 542 万 1 千円を、17 ページ、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金には 76 万 4 千円をそれぞれ追加しております。

農林水産業費・農業費・農業振興費の稲作経営安定緊急対策資金保証料補助金に 37 万 3 千円を追加しております。これは、平成 26 年産米の概算金の大幅な下落に伴い、減収が見込まれる農業者の方々が、県の稲作経営安定緊急対策資金の融資を受ける際に生じる、秋田県農業信用基金協会への保証料全額を町が助成することで経営の維持・安

定を支援するものであります。

農地費にはタイ刈側溝修繕工事費として、155万6千円を追加しております。これは8月の豪雨により、浦大町タイ刈地区で発生した土砂崩落等により、農道脇の側溝が破損いたしております。この側溝は、農業用水路として利用されており、来年の営農に支障がある事から、側溝修繕工事を行うものであります。

19ページ、土木費・道路橋梁費・社会資本整備総合交付金事業には、町道浦大町下町線改良に伴う、物件移転補償費523万円を追加しております。これは、調査業務を委託発注後、関係土地への立ち入り調査により、工作物及び立竹木の詳細が明らかになったことで、対象となる補償額の増によるものであります。

消防費・施設費の保険料に1万2千円を、自動車重量税には1万3千円をそれぞれ追加しております。これは、消防庁より無償貸付される小型動力ポンプ及び救助資機材を搭載した2人乗り軽消防積載車両の新規登録費用で、納車は来年2月の予定です。なお、配備については、消防団本部分団としております。

教育費・中学校費の学校管理費には、修繕料34万3千円を追加しております。これは、中学校正面玄関前に設置されている3本の掲揚塔が、経年劣化により降納など不具合が生じていることからワイヤー交換等の修理をするものであります。

また、社会教育費・社会教育総務費の給料等には、10月1日の職員採用2名分などを追加しております。その他、各項目に計上されている人件費については、通勤手当改正等に伴うもので、22ページ、「給与費明細書」に内訳ごとに記載しております。

以上が、一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

予算書25ページ

議案第50号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出にそれぞれ4,659万4千円を追加し、歳入歳出の総額を7億5,983万1千円としております。

歳入では、31ページ、財源として前年度繰越金4,659万4千円を追加しております。

歳出では、33ページ、保険給付費が嵩んでおり、今後、不足が見込まれることから、保険給付費・療養諸費には、一般被保険者療養給付費3,279万3千円、退職被保険者等療養給付費に221万4千円など、総額で3,564万8千円を追加しております。

高額療養費につきましても、今後、不足が見込まれることから一般被保険者高額療養費に203万1千円を追加しております。

また、諸支出金・償還金には、過年度分の国保資格喪失届が増加し、還付金に不足が生じているため、一般被保険者保険税還付金として50万円を、償還金には平成25年度実績に伴う精算分として総額841万5千円を、それぞれ追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

予算書37ページ

議案第51号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出にそれぞれ105万4千円を追加し、予算総額を6,579万9千円としております。

歳入では、41ページ、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料292万4千円を減額し、普通徴収保険料に290万2千円を追加しております。

また、一般会計繰入金として、保険基盤安定繰入金に76万4千円を、繰越金・前年度繰越金には31万2千円を、それぞれ追加しております。

歳出では、43ページ、後期高齢者医療広域連合納付金に、広域連合への給付金確定と、今後の年齢到達による資格取得者分の保険料を見込み、74万2千円を追加しております。

また、一般会計繰出金には、平成25年度の実績に伴う精算分として、31万2千円を追加しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

予算書45ページ

議案第52号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

歳入歳出にそれぞれ6,851万円を追加し、予算総額を8億5,492万6千円としております。

この度の補正は、給付費の伸びが著しい事から、予算不足となる恐れがあるため、追加補正をしております。

歳入では、51ページ、国庫支出金の介護給付費負担金に1,219万7千円を、調整交付金に545万8千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に1,978万8千円を、県支出金の介護給付費負担金に997万9千円を、一般会計繰入金には、総額で880万3千円を、53ページ、前年度繰越金に1,228万5千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、55ページ、保険給付費の居宅介護サービス給付費に1,584万円を、地域密着型介護サービス給付費に1,329万3千円を、施設介護サービス給付費に2,856万4千円を、57ページ、介護予防サービス給付費に402万4千円を、高額介護サービス費には345万2千円をそれぞれ追加しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

予算書61ページ

議案第53号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

収益的支出に18万3千円を追加し、総額を1億5,839万6千円としております。また、資本的収入には6,490万円を追加し、総額を6,605万1千円とし、62ページ、資本的支出に6,498万4千円を追加し、総額1億1,564万8千円としております。

65ページ、収益的支出の補正は、人件費によるものであります。

資本的収入の企業債には、浄水場電気設備更新事業として6,490万円を、資本的支出には浄水場電気設備更新工事費として6,498万4千円をそれぞれ追加しております。

これは浄水場の電気設備が、経年劣化により腐食が進んでおり、施設の稼働に支障をきたす恐れがあることから、受変電設備の更新工事を行うもので、工期は半年ほどの期間が見込まれます。

以上が、上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご承認・可決くださるようお願い申し上げます。

- 議長 三戸留吉 これより議案等に対する質疑を行います。
始めに、日程第4、承認第3号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。承認第3号についての質疑を終わります。
次に、日程第5、議案第44号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第45号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第46号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第47号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）
- 議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第48号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい8番 北嶋君
- 8番 北嶋賢子 いまずっと条例がきてますけれども、保育関係、幼稚園の教育関係が出てきてます。

私たちの町は、保育園が民間で幼稚園が公立ということで、これらの条例にひっかかるか、その辺気になるものですからお願いします。

福祉課長 小野良幸 北嶋議員さんのご質問にお答えいたします。今回の3つの子育て関係の条例でございますが、国が制定しました子ども支援法やそれに関する色々な法律を整備する法律、それから認定こども園法、これらの改正により、幼稚園、保育園について総合的に就学前の児童に対する制度を、周知・実施することとしておりまして、その法律の中で新しい制度の中の保育園の施設の提供とか体制とか、同じく幼稚園の提供・体制、それについての新しい基準を町の条例で定めなさい、ということに基づきまして、今回あがっているわけでございます。

8番 北嶋賢子 そしたら、特別にうちの方の町は、保育園が民間で幼稚園が公立だということは、当てはまらないということになりますか。

福祉課長 小野良幸 当てはまります。新しい法律の下では、特定教育・保育施設という位置づけで進められることとなります。特定施設というのは何かといいますと、保育園につきましては、認可は県なんですけれども、それを町が保育を提供する施設として確認してくださいという位置づけになっております。これは保育園が公立私立であっても同じでございます。

それから本町の公立の幼稚園ですけれども、これも新しい法律に基づいて、特定施設ということの位置づけで進められることとなります。こちらの方も公立私立関係なく、その新しい法律に基づいた位置づけで行ってくださいということになっております。

ただしこれらの保育教育施設につきましては、特定施設というものが定員20名以上の施設に位置づけられております。新しい法律にまだ間に合わないという施設につきましては、まだ従前の制度に基づいて行ってもいい、町の確認施設を受けた場合は、国から相当の財源がくる、それに基づかない場合は、これまでの国の従来の補助金によることができるということで、ある程度の経過措置などが設けられております。

本町におきましては、私立の保育園、公立の幼稚園でございますけれども、今現在進めている子ども子育ての会議におきましては、27年度においてはそのまま同じような形で進めていきますという計画をあげて審議していただいております。

議長 三戸留吉 他にありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第49号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 委員会が違いますので教えてください。一般会計の農業費の関係ですが、経営転換協力金、これはいまの規模拡大の関連と思いますが、これまで一人という感じでありましたが、全体的な概要はどういう具合になってるのか、これ以外にもあるのかどうか、これが一つ。

それから、もう一点は、次の稲作経営安定緊急対策資金保証料補助金の関係ですけれども、ここにあがってるのは373千円です。これはわかりますが、どの程度の予算見積もりのどの範囲を想定した、どのくらいまでを想定した見積もりの額なのか、これを教えていただきたいと思っております。

それから次のページの土木の関係ですけれども、物件移転補償費5,230千円、概要説明あったんですけども、ちょっと分からない所あったので、できればもう少し内容を教えていただければと思っております。

産業課長 加藤貞憲 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。補正予算書17ページ、経営転換協力金700千円でございますが、これは農地の出し手である農家の方が、自己所有の田んぼを全筆、農地中間管理機構に貸し出すこととしております。いわゆる農業のリタイアということになります。それによりまして、50アールまでの方の場合30万円、50アール以上2ヘクタールまでの場合が50万円、2ヘクタール以上が70万円となっております。

今回1農家の方が、2ヘクタールを超える農地を、農地中間管理機構に10年以上貸付ということで、70万円の予算を用意しております。

それと、稲作経営安定緊急対策資金の保証料の件でございますが、県で各農協等にこ

の資金についての見積額を要求しております。その見積額があきた湖東農協さんでは、37,233,840円ということで見積もりを県に提出しております。その1%ということで今回373千円を予算要求しております。以上です。

建設課長 吉田久壽 近藤議員さんのご質問にお答えいたします。当初では用地交渉がないことから、立入することができないので、目視で外形で予算計上しております。用地調査の結果、庭石の大きさ、立木保障の本数等について精査の結果5,230千円を計上しております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、4番 石井君。

4番 石井清人 委員会が違いますのでお聞きします。予算書の13ページ、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金4,794千円です。

町長の行政報告の4ページにもありますが、これは番号制度に係る26年度のシステム改修となっておりますけれども、これ国の制度なので、はっきりしたことわからないと思いますが、私ネットで見てもわからないのですが、この番号制度、マイナンバーがいつ頃どういう風に始まるのかというところですよ。

ただ平成14年頃だと思っただけでも、住基コードといって私方に11桁の番号がついているんです。その番号がそのままマイナンバーになっていくのか、これ私調べて分からなかったのだから分かる範囲で教えて下さい。

総務課長 渡部博英 石井議員のご質問にお答えいたします。19節の負担金補助及び交付金に事業組合負担金4,794千円を追加しております。その内訳ですけれども、2つありまして、法改正に伴うシステム改修費、これ年金システムそれから給与システム、農地台帳システムの3システム分で1,834千円あります。そしてまたマイナンバーシステムに係る平成26年度分のシステム改修分として2,960千円を追加しております。これは算定されました本町負担金額10,051千円から国庫補助対象分7,091千円を差し引いた金額を追加しております。

なおこのナンバー制度につきましては、平成28年の1月からとなっております。石井議員が言われました、各個人に付与されておりました番号が引き続きあるかということは、調べてみないとわかりませんのでご了承願いたいと思います。

議長 三戸留吉 他にございませんか。はい、3番 金一義君。

3番 金一義 今朝の朝刊にも載ってましたが、源泉徴収の徴収漏れなんですけれども、うちのほうにはその該当になる方がどれくらいいるのか、きちんとなっているのか。

実をいうと、税務署の方がうちのほうに査察に来て、「こういうことがいまあるんですよ」という話で、その辺大丈夫なのかをお願いします。

会計管理者 伊藤則彦 金議員さんのご質問にお答えいたします。所得税、源泉徴収について、会計が中心になって調べております。今日明日中には報告したいと思っております。その中で、復興税の徴収漏れが17名ほどいらっしゃいます。それから今回の調査の対象外ですけども、徴収してない方も何名かあります。

実は議員さんについてもご指摘を受けておりますので、今回の調査を報告した上で、また皆さんの方に詳しい事を報告したいと思っております。

3番 金一義 関連して、概算でだいたいどれくらいの金額か精査しないとわからないということですか。

会計管理者 伊藤則彦 だいたいの額はでております。ただ、いま復興税の調査の期間が、25年4月から26年3月です。その間の額でございます。復興税以外のものではあれば22年まで遡ってということになりますので、それについては今後税務署の指示を受けまして、調査等おこなっていきたいと思います。額が大きい報酬、あるいは給与等の場合は、大きくなるということでございます。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 予算書の17ページ、一つ確認したいんですが、先程の説明で、6款農林水産業費、4目の農業振興費の中の経営転換協力金、その中で農地中間管理機構に委任をして10

年と5年で額が違うというお話がありましたけれども、それはどういう関係で10年と5年で違うのか、その辺ちょっと教えて下さい。

産業課長 加藤貞憲 加藤議員さんのご質問にお答えいたします。10年と5年ということで今ご質問ありましたけれども、私5年という言葉は使っておりません。リタイアされる各農家で、50アールまでと50アールから2ヘクタール、2ヘクタール以上ということで金額が違うということはお話ししております。それと貸付が10年以上ということでお話ししております。5年という年数は、私お話ししてないと思います。以上です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
質疑なしと認めます。議案第49号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第50号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第50号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第51号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第52号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第14、議案第53号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 金一義 委員会が違いますので上水道のほう、もう少し詳しく教えてください。
経年劣化とありますけれども、経年とは何年を経過したことで経年という言葉を使っているか、はっきりした年数が一つと、配電盤何基が交換の概要なのか、何基付いてるかわかりませんが、工事内容等々をお知らせ願えればと思います。

建設課長 吉田久壽 浄水場は、昭和50年に建設され、ほとんど休みなく稼働しております。電気設備の更新時期は15年から20年で、耐用年数は25年となっております。細心の注意をはかりながら39年経過しましたが、部品の廃盤等、修理が困難な状態になってきております。平成18年には電気保安協会より危険性を指摘されており、今回更新工事を行うものです。費用が多大にかかることから、工期を3期に分けて計画する予定であります。

第1期工事が受変盤の更新工事、第2期工事が動力制御盤の更新工事、第3期工事が監視設備盤の更新工事です。1期と2期については腐食が進んでおり、特に1期は高圧電源であり危険度が高いことから、早期に改修が必要で本補正予算に計上したところでございます。

なお第2期、第3期については、状況を勘案し早期に着手できるように検討したいと思っております。

全体のだいたいの総額ですけれども、約273,000千円程かかります。財政面もありますので、取りあえず高圧受電盤について早期にやりたいという考えであります。なお、何基交換するかは今資料がないので後でお知らせします。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第53号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、請願・陳情についてを上程いたします。お手元に配付しております請願・陳情は9件であります。受理番号21号の請願に対する紹介議員は、北嶋賢子君です。北嶋賢子君の説明を求めます。

8番 北嶋賢子 議席番号8番 北嶋賢子でございます。
秋田県平和委員会 川野辺英昭代表理事より提出されました請願書、集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願でございます。この請願書の紹介議員となりましたので、要旨の説明をいたします。
請願書そのものの文言は、皆さまも既にお目通しのことと思います。参考までに、全国と秋田県の弁護士会の声明文も添えさせていただきました。県の弁護士会の加藤会長は、かつて町でもお世話になった方と記憶をしております。
昨日12月8日は、太平洋戦争の始まった日でした。「戦争は、敵であれ味方であれ、人の心を鬼にする」と言っていた父の声が、床の間に立てかけられている、ぶん刀から聞こえてきます。
9条を守る活動をしてこられました俳優の菅原文太さんが、11月28日に亡くなりました。11月1日、病を押して最後の力を振り絞って、沖縄県で熱弁を振るいました。政治の役割は2つある。1つは国民を飢えさせないこと。安全な食べ物を食べさせること。もう1つは、絶対に戦争をしないこと。軍国少年だった小学時代を話し、戦争をやりたい人は、沖縄から、日本から去ってまいりましょう。と呼びかけました。
平和憲法があったらこそ、私も息子たちを戦場に送らずに済みました。文面の中の99条には「憲法を尊重擁護する義務を負う」と書かれています。憲法を守らなければならぬ立場の人が、勝手に改定するのは憲法違反に他ならないと思います。
総理大臣にチョビ髭を付けたら・・・恐ろしさに胸が震えてきました。誰に似てるかは、皆様のご想像にお任せします。
秘密で自由に話ができなくなった時のことを思うと、ということで、初めて平和委員会の紹介議員となりました。終わります。よろしくお願いたします。

議長 三戸留吉 提出された議案、並びに請願・陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり各常任委員会に付託することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。これより各常任委員会を開いていただきます。事務局長から委員会室を報告させます。

事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で行っていただきます。

議長 三戸留吉 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日10日水曜日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(午前11時28分)

平成26年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 平成26年12月10日(水)

議長 三戸留吉 おはようございます。只今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 おはようございます。議席番号8番 日本共産党の北嶋賢子でございます。3項目の通告をさせていただきました。

まず始めに、暴落した米価への対応と来春の種子に助成を、という項目で質問をさせていただきます。今日はこれを持って来ました。何だと思いませんか。これは井川さくら駅で買ったお茶でございます。中はお米です。今年の米価は8,500円、そして1袋4,000円、300袋農協に出しました。120万円通帳に入りました。それと比べてみましたら、これは35円分でした。驚きました。ペットボトルを自動販売機で買って120円か130円です。井川さくら駅でこれ100円で買いましたけれども、本当に米の値段が安くなってます。それを念頭に入れて聞いていただきたいと思えます。

農民連が政府交渉しても、米価の暴落は農協が概算金下げたから値崩れしたのだ、と一点張りで絶対に譲りませんでした。国には責任が無いと言います。他町からは、5百万、1,000万と法人の経営難が聞こえてきます。当町の法人の状況を知りたいと思えます。これが1点です。

我が家は今年、農協に300袋出荷しました。全量1等米でした。米代金が120万円入りました。そして農民連の「ほくほく産直」に200袋出しました。農民連の方は主に、沖縄・京都・大阪方面に向かう米でございます。その他は減反分として備蓄米に充てております。そして16間のハウスを今年2棟建てました。うち1棟は夢プランのハウスです。重機でならしてもらって客土しました。この1棟からは700袋のほうれん草を市場に出荷しました。1袋50円の時もあれば、大半は20円でした。700を20円で競り落とされると1万4千円にしかありません。学校給食にも出している訳ですけれども、うちは以前から中央市場の丸果青果との付き合いがありまして、野菜を出荷しているわけですが、ほうれん草1袋10円という時もありました。タダみたいなもんですけれども、でもまとめて50袋100袋と持っていつてくれるので、やはり丸果さんに出すしかないと思ってます。今回、夢プランに参加をしましたので、これからも丸果さんとの付き合いはあると思えます。直接丸果との取引がありましたので、農協の出荷にはなっておりません。

この2棟のハウスで1棟120万円かかりました。ですのでこの1棟でお米の代金はパーです。そして農業機械の支払もあります。本当に農家にとっては大変な状況でございます。私たちは家族農業をやっていますので何とかやっていますが、法人で給与を払ったりは大変だと聞いてます。ですから八郎潟町の法人がどのようになっているのか、これを聞きたいと思えます。

そしてもう一つは、来年の春の種籾への助成でございます。2014年も終わりです。少しでも農作業への意欲が湧くように、1年の始まりに春の種子に助成をしてはいかがでしょうか。

それとこの間、仙北市の市長さんに会う機会がありました。1俵あたり200円の助成をしたとあります。200円は微々たる金額けれども、市としては限られた予算の中で4千万円の出費になったと言いました。自国の農業を守るのが国の責任なのに、どうして小さな自治体に尻ぬぐいをさせるのかと私は思います。東成瀬村など、米価に助成する自治体はありますが、町長の考え方を知りたいと思えます。

「米を作って飯が食えない」今この言葉が出てきております。ですから敢えて今日これを持ってきました。これが35円ということは、本当にもう米を止めるかという人も出てきております。町でも助成できるかどうか、町長の考え方を教えていただきたいと思えます。

二つ目として、子どもの医療費の無料化を中学校卒業まで

実施している自治体の議員さんに、「無料化にしても、子どもは成長するにつれて病院にはかからないから、そんなに負担にはならないよ」と言われました。中学校卒業ま

ですが、子育て支援の1つの流れになってきています。経験から子どもが小さい頃は、よく熱を出して保育園から呼び出され、その度に上司に頭を下げたものでした。はしかや水疱瘡など、流行のものを小さいうちにやってしまったものだから、小中高と欠席はゼロでした。そして次男も、小学校は三日間の欠席だけでした。

子どもが健康で健やかにいられることが、親の幸福度も上がります。これこそ親孝行になると思います。

湖東病院も新しくなり、重度にならないうちに対応できるように、八郎潟町も中学校卒業まで医療費の無料化ができないものかどうか、お尋ねをいたします。

三つ目でございます。独居老人の増加による除雪対策について

この間、老夫婦がいなくなった家があります。どうしてか聞きましたら、都会に住んでいる息子さんが来て、二人を連れて行ったと言っていました。当然町内会でその家の前の除雪をしなければいけなくなると思います。慣れない都会に行くお年寄りもまた大変だと思います。その家は子どもさんが3人、息子2人に娘1人で、半月づつ子どもたちの家を回るそうです。そして春になったら帰ってくるというようなことを言っていました。

浦大町は、今年2軒の空き家が増えました。町の除雪機械が行ったあと、トラクターで排雪します。特に家の前は広いし、消防の分団もありますので、一朝かかって排雪をしています。町内会に除排雪機械があれば、集落の中がもっと綺麗になります。除排雪のための、町内会への援助ができないものかどうか。老人世帯が増えて、社協や民生委員だけでは回りきれないと思います。この除排雪に対しての町としての考え方を教えていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えします。

米価の下落により、本町地域社会への影響は甚大であります。農業の継続維持のため、秋田県では無利子融資制度の「稲作経営安定緊急対策資金」を創設し、今年度及び来年度への運転資金として、運用が始まっております。本町も支援が必要と考え、補正予算に、この融資制度の保証料全額助成を計上しております。

農業者への所得補償についてであります。経営所得安定対策で「米の直接支払交付金、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策」がありますので、町単独での助成は考えておりません。

種子代助成についてですが、現時点では、考えておりません。

次に、子どもの医療費の無料化を中学校卒業までの質問ですが、現在、子どもの医療助成については、県単事業であります福祉医療制度に基づいて実施しておりますが、0歳児及び非課税世帯の児童についての医療費は無料、課税世帯の児童については上限千円の自己負担を差し引いた分の助成となっております。

町単独事業としては、県で設定している所得制限により非該当となった児童に対して助成を実施しており、年間957万円程度の支出となっております。

質問にありますように、対象年齢を中学3年生まで拡充しますと、1人当たりの推計年額医療費から勘案すると、年額330万円程度の増額となり、合わせて、年額1,287万円の試算となります。子どもの健康にかかわる重要な施策であります。限られた財源の中で安定的に継続することが求められておりますので、今後、町独自事業の助成拡充について、少子化対策であるという考えのもと、検討して参りたいと思います。

次に、独居老人の増加による除排雪対策についてですが、今年10月に実施した高齢者日常生活ニーズ調査の集計結果によると、アンケート回収者1,206名のうち152名が「隣近所や地域の人から家の前の除排雪の手助けをしてもらいたい」と回答しています。また自由に意見要望を記述できる欄では、60名の方が除排雪の大変さを訴えております。

現在実施している除排雪支援ですが、1つ目は社会福祉協議会が在宅福祉サービスを提供している高齢者宅を対象に実施しております。これは登録対象者約60名の方を3ランクの必要度に分類し、社協職員が無料で除排雪を行うものです。

2つ目は、シルバー人材センターが有料で行う支援です。朝の作業を1シーズン通じて依頼している高齢者の方は約20名いるそうです。当センターの作業実施登録者は15名で、早朝の除排雪作業については現状で精一杯だそうですが、日中の作業はまだ対応が可能とのことでありました。

3つ目は、町内会や個人がボランティアで高齢者宅等の除排雪を実施する場合に、町が小型除雪機を無料で貸し出しする支援です。これまで小型除雪機のガソリン代は使用者側で負担しておりましたが、今年度から更なる利用の促進を図るため、町がガソリン

代を負担することと致します。

今年度の除排雪は、これらの支援を継続する方向で周知して参りますが、来年度以降については、他市町村の様々な取組事例を参考に、関係者との協議を踏まえ、新たな取組みを考えて参ります。

なお、体制の構築にあたっては、全町一円に同時に作業が発生すること、周辺自治体ではボランティアを呼びかけてもなかなか人が集まらないこと、間口の雪はとても重く重労働となること、その年によっては日常的な作業となること、などの現状を踏まえ、基本的には隣近所、地域、親戚等の支援は必要不可欠であることを認識しながら、継続的に行うことができる視点で、考えて参ります。以上でございます。

議長 三戸留吉 いま北嶋議員から、給料を払っている法人の状況、ということでしたので、もしできたら担当課長お願いします。

産業課長 加藤貞憲 法人の方、それから個人の農業者でも、色々と経営規模ありますが、我が町で一番経営規模大きい方は、個人農業者であります。その辺の面積については別個にしていきたいと思います。

ただ計算していきますと、20ヘクタールの経営農地であって、今回の減収分、直接支払の分と、米価下落の分を合わせますと、450万円程となる計算となっております。

8番 北嶋賢子 いま450万という数字がでてきたんですけども、450万の減というふうに捉えていいのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 そのとおりで、450万円の減ということです。この後、ならし対策等ありますので、その時になればまた金額が変わると思います。

8番 北嶋賢子 私の考え方としては、やはり小さな町に負担をかける、仙北市の市長さんも4千万の出費になったけれども、本当に大変だ。1俵あたり200円と本当に微々たるものだけれども、4千万の出費になった。その話を聞いた時に、なんで国の尻ぬぐいを自治体でしなければならないのか、もっとやはり自治体の方からも国の方に、もっともっと要請していかなければならないのではないかと、このように思います。

医療費に関しては、町の考え方をお聞きしました。独居老人は、やはり町内会に頼るしかないと思います。町内会がどこの家も把握しているものですから、町内会にシルバー人材を頼んでもお金を払わなければならないから、町内会に頼んで、ある程度町の方から除雪費対策費として町内会に充てて、そして町内会に任せた方がいいと思いますけれども、その除雪に対してもう一度お願いします。

町長 畠山菊夫 町内会によっては色々と、例えば真坂地区であれば、NPOを立ち上げながら進めて行こうとしている地域もあります。町内会によっては、運営に大変な地域もありまして、温度差がだいぶあると思いますけれども、どういうふうなやり方が良いのか、これから一生懸命考えていきたいと思っております。

8番 北嶋賢子 はい、ありがとうございました。終わります。

議長 三戸留吉 これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 おはようございます。9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は3問通告しておりますので、よろしくお願いいたします。また、一問一答方式ということでございますので、お願いします。

まず始めに1問目でございますけれども、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、ということで質問させていただきます。

平成27年度から平成29年度までの3年間の高齢者福祉施策を策定中のことから質問いたします。

1、現在の進捗状況 2、計画策定の理念・目的・基本方針 3、高齢者・要介護認定者（要支援）の現状 4、町の高齢者像 5、介護保険事業の現状・介護保険事業計画の概要 6、介護給付費等対象サービスの計画 7、地域支援事業の現状・展開 8、高齢者保健福祉施策の体系 9、第1号被保険者の保険料の見込み

ということで、まずはお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫

菊地議員のご質問にお答えいたします。

最初に、現在の進捗状況でありますけれども、国から配布された給付見込推計シートに基づき、平成27年度から3年間の介護給付費の見込額について推計を行っております。今後、県のヒアリングを経た後、年明け1月に町介護保険運営協議会を開催し、意見を伺ったうえで再度給付費の見込額を精査して参ります。

制度改正により、介護保険料の現行6段階を9段階に再編しなければならないこともあり、遅くとも27年度当初予算の編成に間に合うよう策定作業を進め、3月議会定例会に計画内容を報告します。

2つ目の、計画策定の理念・目的・基本方針ですけれども、町第6期計画は、第5期介護保険事業計画の理念を継承し、「誰もが人として尊重され、ともに支え合う地域社会」の構築を目指すことを基本理念として策定します。

介護保険法は、今年6月に制定された「医療・介護総合推進法」に基づき、平成27年4月から一部改正されますが、この推進法が「地域における適切な医療・介護サービスの提供体制を実現し、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とする」ことを目的としていることから、町第6期介護保険事業計画についても、同様の目的で策定して参ります。

また、介護保険法の一部改正が「地域包括ケアシステムの構築」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を目的としておりますので、第1に、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域支援事業の見直し」、第2に「介護予防給付の地域支援事業への移行」を中心とした介護サービスの効率化・重点化、第3に「介護保険料の負担増大の抑制や利用者負担の見直し」を基本方針として策定して参ります。

3つ目の、高齢者・要介護認定者の（要支援）の現状でありますけれども、今年10月1日現在の住民基本台帳による65歳以上の第1号被保険者数は2,203人で、全人口に占める高齢化率は34.6%でした。このうち要支援認定者数は144人、要介護認定者数は385人で計529人が認定を受けております。第1号被保険者に対する認定率は、要支援で6.5%、要介護で17.5%、合わせて24.0%となっております。

5年前と比較すると、65歳以上全人口で153人、高齢化率で5.0ポイントの増加です。また認定を受けている要支援者は66人、要介護者は68人の合計134人が増加し、認定率では5.4ポイント上昇しております。

次に、町の高齢者像について、町第5期計画にもありますが、趣味やボランティア活動、就労などを通して社会と関わりを持ち、日々の生活に活気をもたらし、自身の有する能力に応じた自分らしい、いきいきとした暮らしを継続することだと思っております。そのためには健康であることが必要です。また、支援や介護が必要になっても、自己尊厳が図られ、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを願っております。

5つ目の、介護保険事業の現状・介護保険事業計画の概要ですが、ここ数年の特徴として、他市町村の施設整備が進んできたことから、介護老人保健施設の入所者数が増加傾向にあります。それでもなお、短期入所施設における1ヵ月を超えて入所するロングステイ化が極端な伸びを示しております。在宅サービスでも訪問介護や通所リハビリが要介護認定率の増加傾向に比例して増えており、介護保険全体では年々4～5千万円の給付費が嵩み続けております。

第6期事業計画の概要ですが、平成27年度から3年間の介護給付費の推定見込み量を基に、介護保険料を算定します。また、在宅生活の継続を推進するために、介護保険制度一部改正の柱となる「地域包括ケアシステム」を重点的に進め、地域支援事業の再編による介護予防事業のさらなる進展を図る計画として策定して参ります。

6つ目の、介護給付費等対象サービスの計画ですが、住み慣れた地域での継続的な生活を支援するため、訪問介護や通所介護などの在宅系サービスにあっては、要介護認定者数の伸び率に応じた給付費を見込みます。施設系サービスにあっては、依然として高い入所待機者数ではありますが、短期入所施設の整備が十分図られていることを念頭に給付費を見込みます。

なお、地域包括ケアシステムを推進する観点や、高齢者日常生活ニーズ調査の集計結果から、小規模多機能型居宅介護の必要性が高いと認識しておりますが、介護保険運営協議会の中で十分議論したうえで、判断したいと考えております。

次に、地域支援事業の現状・展開ですけれども、転倒予防体操やストレッチ体操を行う「介護1次予防教室」を、介護認定を受けていない一般高齢者を対象として、4地区で週1回ないしは2回開催しています。

また、「介護2次予防教室」として位置付ける3つの教室を週1・2回開催しています。こちらは、一般高齢者のうち特に予防が必要と認められる特定高齢者について、筋

力アップや柔軟性の向上などを目的に実施しております。

一方、介護保険法の一部改正により、これまでの要支援1・2の方のデイサービスと訪問介護が、平成29年度までに地域支援事業に移行され、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施しなければなりません。

今後の展開としては、これらの両方をどういう形で進めていけば効果的なのかを十分考えたうえで、29年度事業実施に向け、進めて参ります。

8つ目の、高齢者保健福祉施策の体系ですが、高齢者保健福祉計画の施策は、健康づくりの促進、介護予防の推進、高齢者の見守りや支え合いの地域づくりなど、おおむね第5期と同じ考え方ですが、前期計画の実績を踏まえ、特に認知症高齢者の見守り等に対する支援の推進は、重点的に取り組みを進めて参ります。

さらに、高齢者だけの世帯が増え続けている現状から、国が唱える「地域包括ケアシステム」を周辺自治体と連携しながら進め、在宅での生活が維持できるように取り組むたいと考えております。

最後の、第1号被保険者の保険料の見込みですが、今後の介護給付費見込量の精査や、介護保険運営協議会の意見を踏まえたうえで、正式な保険料額をお示しすることになります。

現行の基準月額が4,950円ですが、引き上げはやむを得ない状況と認識しております。

一問目は以上でございます。

9番 菊地文人 ご答弁ありがとうございました。これから少しまた、かみ砕いて質問させていただきます。先程来、地域包括支援システムという言葉が何度も出てきておりますけれども、私が多分議員になった頃、6年前だと思いますが、広島県の尾道市の取り組みを取り上げて、尾道方式ということで何回かお話ししたと思います。これが、元になった地域支援包括システムということになったと思いますけれども、今現在取り組みされているところだと思いますけれども、今後の具体的な目途をお話しいただきたいと思います。

福祉課長 小野良幸 ただいまの地域包括支援システムの具体的な取り組み、目処についてでございますけれども、地域包括支援システムにつきましては、地域における病院の医師、看護師などが、在宅で医療を必要とする方について、訪問しながら看護をしていくことを中心に、在宅における生活を、医療それから介護、それから地域の町内会やその他ボランティア団体など、いろいろな関係機関が協力をし合いまして、在宅で生活できるように、その体制を推進するということが、大きな狙いでございます。

現在、八郎潟町におきましては湖東厚生病院が、その中核となると思われませんが、湖東厚生病院においては、男鹿南秋地区の医師会、郡医師会の方でこの地区を一体的に考えて推進していきたいと考えを持っておられるようです。

今後、周辺自治体の潟上市・五城目町・井川町・大潟村・本町を含めた形で、在宅の方に対する24時間体制の訪問看護が実施できないかということ、一緒に進めて行きましょうという申し合わせを、先月行っております。

今現在ですが、地域包括支援センターを中心にいたしまして、それなりの訪問看護について、10名くらいいらっしゃいますけれども、日中の訪問看護については、提供が行き届いているかと思われまして、今後増えてきた場合の体制については、皆さんで協議していくことになるかと思っております。以上でございます。

9番 菊地文人 ありがとうございます。病院の関係のものも含めてということですから、なかなか一概には進まないのかなとは思っておりますけれども、いづらかでも早く在宅の支援を行っていく上では必要なシステムなのかな、という風には思っています。

権利擁護と虐待の防止の関係のものでございますけれども、その中で成年後見人制度というものがあると思いますが、これは八郎潟町さんの社協さんとの取り組みをされておると思いますが、現在利用されている方はいらっしゃるのでしょうか。

福祉課長 小野良幸 成年後見人制度を使っている八郎潟町の高齢者の方は、社会福祉協議会それから施設に入っている方で、うたせ苑とか栄寿苑ではないということを確認しております。

9番 菊地文人 いらないということですが、この制度を利用するにあたっては、社協さんに一旦相談すれば対応してもらえるとということで、よろしいでしょうか。

福祉課長 小野良幸 窓口につきましては、八郎潟町社会福祉協議会となっております。

9番 菊地文人 この制度は平成の12年くらいから制定されていると思いますけれども、今後認知症や要介護の方々が増えてくるということもあるし、1人暮らしで内容がよくわからないまま、色々な悪徳商法にひっかかったりと、非常に危惧されているところですが、町としては今後どういう風な啓蒙活動されていくのかなと思ひまして、質問させていただきます。

福祉課長 小野良幸 今おっしゃられたように、自分の判断が弱くなっている方が、やはり今後増えてくるかと思ひます。啓蒙につきましては、広報や色々な集会の場などで、そういった制度があるということをお知らせをしていながら、また実際の運用にあたっては色々手続きありますけれども、そこら辺も踏まえた周知をしていければいいのかなと感じております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。今後色々な取り組みをされていくと思ひますけれども、警察関係の出前講座とか、そういう風なものでもいいかなと思ひているところです。続きまして、低所得者に対して利用者の介護保険料負担軽減についてお尋ねします。

福祉課長 小野良幸 低所得の方が介護が必要になった場合でも、利用者負担、介護保険制度の場合は1割負担なんですけど、特に施設入所などをされますと、施設入所の介護保険1割負担プラス食事それから居住費が全額自己負担になってまいりますので、大変な事になっていくだろうと、それでも入所できるようにということで、国の方では制度がございます。その制度の1つとして、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担軽減措置というものがございます。これは社会福祉法人が運営している介護保険の給付の1割負担について、利用者負担が原則1割のところを3/4まで下げることができるという制度です。下げた1/4については、1/4のまた1/2が社会福祉法人の持ち出し、それから1/4の残りの1/2を県と町がそれぞれ半数ずつ負担するというものでございます。

現在この制度あるんですけども、対象となる方の要件がございまして、現在入所している方で、そのような対象となる方がいないということは確認しております。これを実施する際には、もし施設の方で対象者がいた場合は、うちの方に連絡いただいて、それを実施するようにしていきたいと思ひしております。

あとは介護保険の中で、高額サービス費というのがございます。これは、例えば在宅ケアにあつては色々なサービスを使っておりますけれども、それらの1割負担の合計額が、その方の所得に応じた基準によりまして一定額を超えた場合、これを後で戻す、お支払いをするといった制度です。介護の1割負担分と医療の負担分の合算が基準額を超えた場合も戻るといった制度がございまして。

あともう一つ施設入所にあつては、食事・居住費につきましては、全額自己負担ではあるんですけども、所得に応じて引き下げる制度が現在の介護保険制度の中であります。

9番 菊地文人 ありがとうございます。利用者の負担軽減、先程ありましたけれども、ちょっと確認なんですけれども、平成17年10月から居住費と食事の自己負担が導入されているということなんですけれども、それ以前から入所されている方々に対して、負担軽減措置を設けているということで、その措置が平成22年の4月から当分の間延長するというふうになっていると思ひますが、当分の間というのは今現在もこの制度は活きているということでしょうか。

福祉課長 小野良幸 たぶん、介護保険が始まる前から施設に入っている方が対象の制度だと思ひます。その制度については、現在も継続中でございます。

9番 菊地文人 ありがとうございます。では次ですけども、高齢者を見守り支え合う地域作りということで、先程も色々なお話しがありましたけれども、もう少し具体的にお話ししていただきたいと思ひますけれども、今後の取り組みというか、方向性ということでお願いします。

福祉課長 小野良幸 来年度、認知症の予防を中心に見守りの体制を構築、特に重点的に構築していきたいということを考えておりますけれども、いま国の方でその認知症の方に対する施策がいろいろ打ち出されておまして、1つはケアパスというやり方がございます。ケアパスというのが、高齢者の方をいろいろとサポートするにあたりまして、サポートするための、支える側の連携のシステムのことを言ひます。

今現在、ないわけではないですけども、その関係者が一同に会して、どのような見守りをしていけばいいのか、物事が起きた時に何処に誰にどういったことを話せばいいのか、そういったことがまだありませんので、そこら辺についてどういった機関があって、どういった順番で声かけをして連絡をしていけばいいのか、といったあたりを、27年度進めていきたいと思えます。以前、本町におきましても、認知症の方に対する接し方ということで、講演会を開いた経緯がありまして、参加していただいた方からサポート員にさせていただいております。その方たちについても、例えば1人暮らしで行方不明になった場合に、その見守りの体制を具体的に構築していけばいいのかなということを考えております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。支え合う関係のものとの答弁がなかったんですけども、先程北嶋議員さんの方から除雪の関係でお話がありましたが、町内会の方で頑張ってもらわなければならないような話でありましたが、昨日の魁新聞で美郷町の黒沢地区というところがありますけども、黒沢共助隊が誕生したという記事が載っていました。93世帯400人くらいが暮らす集落ということでございましたけれども、支え合ってきた地域ということで、隊員は50代から70代の男女20人ということでありました。

活動の主な内容として、除雪や雪下ろし、買い物の支援などを行うというようなお話して、記事に載っております。また隊長の方が会社の経営をしているということで、補助金頼みではなかなか長く続かないということで、その共助隊を企業としてみて収入を確保しなければならぬというお話もされております。

今後地域貢献活動にどれだけできるかわからないということで、2、3年かかるだろうという話もされておりましたけれども、成果を出して地域の範にならなければ、というふうな話が記事になっておりましたので、これも1つの参考になるのではないかと思っております。

続きましてですが、先程の1番最後の話で、第1号被保険者の保険料の見込みが、今現在4,950円から上乘せをしなければならぬだろうというお話がありましたけれども、実際どれくらい上がるのかというのは、非常に今の段階では難しい話なのかなと思えますが、恐らく5,000円は超えるのかなと思えますけれども、そこら辺のおおよその線はどういうふうになっているのか、お願いしたいと思えます。

福祉課長 小野良幸 おおよその額ですけれども、いま現在、頑張ってお金給付費をどうすれば抑えることができるか、ということで頭を悩ませておりますけれども、今の状態では約千円くらいアップするのかなという状況でございます。第5期の介護保険料につきまして計算しましたところ、保険料は給付費の15%、保険料で賄うべき給付費の割合が定められておまして、その計算でいきますと第5期、平成24・25・26年度現在の保険料で赤字となっております。ただ決算上では色々、国、県、支払基金交付金ですとか前年度からの繰越金ですとかありますので、かたち上では黒字になっているんですけども、保険料だけの計算でいきますと赤字でございます。今後、介護準備基金も多く積み立てることができないと思えますので、大変厳しいものと認識しております。

9番 菊地文人 ありがとうございます。月千円アップというところで驚いたわけでありましてけれども、それくらいでいっていかなければ間に合わないというふうな、非常にちょっとビックリした数字だったと思えます。

質問の終わりになってきましたが、6期の施設の整備の計画についてですけども、いま町の方では特別養護老人ホームを始め、いろいろ施設あるわけですけども、先程の答弁の中に小規模多機能施設の話がありましたけれども、そちらの方もしかしたら計画の中で考えているのかなという風に思っています。

その絡みですが、それは地域密着型サービスなので、町の方の指定になると思えますが、現在ショートステイが非常に多くなってきているわけで、ショートステイは県の指定許可になると思えます。そちらの関係のものということで、県と町との整備の計画の整合性といいますか、そういったものについての町のお考えをお願いしたいと思えます。

福祉課長 小野良幸 ショートステイにつきましては、おっしゃるとおり県の指定になっております。本町では、この間もショートステイ36床ができたところがございます。町としては、県の方にその指定の際には町の方の介護保険事業計画があるので、いま現在かなり計画の倍近い数字になっておりますので、十分な連絡をしてくれということで要請しておりましたが、今回につきましては、手違いか行き違いがありまして、うちの方の要望が叶わ

なかったところでございます。この間、町では秋田移動地域振興局という、県と町との幹部の話し合いがあったんですけども、その話し合いの中で正式に要望を出しております。

その回答といたしましては、指定は県で行うものの、その指定にあたっては十分町と事業所が相談できる場を作っていく、そこを丁寧にもっていくという回答でありました。ただし、法律的には事業所さんが法で定める要件を満たしていれば、県としては断ることができない。県では秋田県内一円のショートステイの計画の範囲以内であれば、認めざるをえないということでありました。

9番 菊地文人 前回の定例会の委員会の中でも、そういった話がたぶん出たと思いますけれども、だいたいの話は聞いておりますが、そこら辺の調整を上手くしていくということでありまして。乱立には多分ならないと思いますけれども、当然介護保険料に跳ね返ってくるわけですので、そこら辺の調整を検討してやってもらえればと思います。

参考までにですが、10月の始め頃、湯沢市の仏壇で有名な川連の方に、ある施設がオープンしましたので、そちらを見学する機会がありました。ちょうどオープンの次の日だったんですけども、大変お忙しい中、理事長さんから2時間ほどお話しを伺うことができました、感謝しているところでございますが、高齢者の複合施設ということでございます。

建物の大きさは、八郎潟町の町民体育館ほどだと思っておりますけれども、2階建てで、2階が高齢者向けの住宅41部屋、当然高齢者専用住宅なので夫婦が入ってもいいような部屋の作りになっておりました。

1階の部分は、デイサービスと居宅支援介護施設がありまして、隣続きにコンビニを一回り大きくしたようなミニスーパーを併設した施設でございます。日用品は全て揃ってましたし、その隣にフードコートということで総菜コーナーがありまして、そこで食べることもできるし、買って帰ることもできるというふうなものでございました。当然デイサービスで利用されてる方は、帰りにそこで買い物をして帰るということも可能だということで話を伺っております。

この社会福祉法人の施設長さんですけども、もともと仏壇屋さんでして、縁あって石巻の方で社会福祉法人を立ち上げ、施設を今も運営しているそうなんですけれども、こういった福祉施設を考えた理由の1つは、いま秋田県や全国的にも問題となっている高齢者が非常に多いということ、独居老人が多いということ、買い物難民と言われる人々の支援そして東日本大震災からの教訓で防災の意識ということで、有事の際はそこのスーパーが防災の拠点になりうるという、3つの考え方からこの施設を建てたということで、非常に感銘を受けて戻ってきました。

これくらいの施設になれば、相当な資金がなければ非常に難しいことなんですけれども、いま抱えている3つの問題を、全て解決するという施設でしたので、非常に勉強になってまいりました。

その話の中で一つ、今その施設さんには東京のある区役所の方から、お年寄りの面倒を見てもらえないかという話があるそうです。もしかしたら東京で1人暮らしの方々が、湯沢の地に来て暮らすことになるのかなと思ってきました。これから非常に必要になり得る施設だなということで、参考までにお話しをさせていただきました。

それでは表題の2つ目の方に入ります。地元金融機関との各種協定締結について、ということで質問いたします。

ある銀行さんは、自治体の子育てしやすい町づくりに向けた子育て支援と、定住促進による人口確保のために連携協力し、地域活性化に繋げることを目的とした「子育て支援ならびに定住促進に関する協定」の締結を、県内9自治体と行っていると伺いました。

関連して住みよい町づくりの環境整備に向けて、空き家対策事業の推進を図るため、「空き家解体ローン提携に関する覚書」も締結している自治体もあると伺っております。

またB銀行はC町と、健康維持に取り組む町民（セルフケア推進者と呼ばれるそうです）を対象に健康診断を受診した場合、その方の金利を優遇するという内容で行っていると伺いました。

全国的にみても、様々な締結が各自治体によって地方銀行さんとなされておりまして、本町の地元金融機関との協定締結の発展を望んでいるわけでありまして、当局のお考えをお示しく下さい。

町長 畠山菊夫 ご質問にお答えします。全国的に地元金融機関と定住促進、子育て支援、産業振興を目的に、各種協定を締結している自治体が増えております。

本町では、北都銀行と災害発生時における災害協力に関する協定が締結されております。地元金融機関との各種協定の締結については、町民の福祉向上に繋がるものと承知

しております。

県内9市町村が秋田銀行と協定を締結している「子育て支援ならびに定住促進に関する協定」は、子育てしやすい街づくりに向けた子育て支援と定住促進による人口確保のために連携協力し、地域活性化につなげるとても良い取り組みだと思っております。

協定内容は、銀行の商品である特定住宅ローンについて、固定金利年数に応じ基準金利から0.2～0.45%を引き下げるもので、申込み時点で扶養家族の子どもが3名以上いることが条件となっているようです。

また、県内では、空き家対策の推進を図る、空き家解体ローンの協定、健康診断や各種がん検診を受けた町民に対しローンの金利を優遇する協定などがありますが、空き家解体ローンは、解体費に対する補助制度を導入していることなどの条件があるようです。

本町にあっては、各種協定内容を参考としながら、定住促進、子育て支援、産業振興、町民の健康促進などの分野で、町内金融機関と連携できるかどうか、既存他商品との関連性と対象者の広範性も考慮しながら、町内金融機関に働きかけについて検討して参ります。

9番 菊地文人 ありがとうございます。先程、町長さんから言われたとおりであります。住宅に関する金利の関係のものもありますし、全く健康に関するもの、これもまた美郷町さんの取り組みなんですけども、参考にさせていただきました。もともと健康志向が高まっているというものと、あとは医療費の問題、医療費が増大になってきているので、なるべく医療費のかからないような取り組みを少しでもしたい、というふうなものと、あとは定住の関係のものだと思います。これは参考までということなので、町独自でアレンジして各金融機関さんと協定を結ぶなりしてもらえれば、非常に有り難いことだと思います。

定住・移住に関しては、前回は質問させていただきましたけれども、町長さんの答弁の中で、アパートに住んでいる方々をどうにかしたいという話でありましたので、そういったものも含めて参考になればいいなと思っております。

それでは、3つ目の質問に入ります。

一日市商店街歩道の舗装工事について、ということで質問させていただきます。

県の事業で、商店街の歩道の舗装工事が行われて約1年が経ちました。少しずつではありますが、汚れも目に付くようになってきたと思っております。特に気になるのは、駅前商店街の歩道の関係です。ひび割れやデコボコがあるということを知っております。

今後、駅前開発によって来春オープン「情報交流拠点多目的施設」へ足を運ぶ方が通るわけでありますので、舗装工事を更に行うべきではないかなと思っておりますが、当局のお考えをお願いします。

町長 畠山菊夫 道路管理者である県では、平成25年9月から12月まで、駅前商店街の歩道の段差解消等の整備を実施しましたが、わずか1年足らずで大小百数十所の薄層カラー舗装にひび割れが発生していることについては承知しており、原因の究明と今後の対策について、雪解け後に検討すると回答をもらっております。

町としても、駅前交流施設へのオープンに向けて、舗装修繕を強く要望する考えです。

9番 菊地文人 雪解けを待って、ということでもありますので、どうかよろしく願いいたします。いずれにしろ、高齢者の話になりますけれども、そこをまた老人車とか押して歩くわけですので、デコボコになってると危険だと思いますし、これから交流拠点多目的施設を上手く利用してもらうためにも、なるべく歩けるようにしていただきたいと思っておりますので、今一度ご検討の程よろしく願いして、一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。次に、4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人 4番 石井清人です。当局では、平成27年度予算の作成に取りかかっているものと思っております。そこで私は2つの事業について、提言・提案をしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、1つ目の質問ですが、小学生通学バスの保護者負担の軽減が図れないか、ということでもあります。

2年前、畠山町長の大英断で学校給食が無料になりました。食事は単に空腹を満たすと言う単純なものでなく、小中学生の発育途上の子どもたちの栄養のバランス、必要な

カロリーの摂取、安全安心な食材の使用、そして食事のマナーなど、教育上の配慮が必要なため行われているものです。学校給食法が制定されていることから教育上重要な施策です。町の宝である子どもたちを健やかに育てていく、そして教育にお金がかかる現状のなかで保護者負担を軽減することによって子育て支援をする。これは全県で初めてのことでありますが、全国に誇れる施策だと思えます。

さて、私は26年3月一般会計当初予算の委員会審議と、26年9月の決算審査の委員会審議で、通学児童バス定期について質問しています。それはなぜかと言うと、通学バス定期の必要性を確認したいからでありました。

話はちょっと変わりますが、平成17年1月に、五城目町・八郎潟町・井川町の3町合併が破たんになりました。そのため本町は単独立町を余議なくされましたが、将来的な財政のシュミレーションをした結果、地方交付税の減少など歳入の減少を予測したので、大道駐車場の売却益で財政を賄うと同時に各種施策の廃止や補助金の見直しを行いました。

その際、各課各職員からヒアリングを実施しております。その時のやり取りが記憶にあります。当時の教育課長は、「通学児童バス定期券の必要性ですが、子どもの中には放課後スポーツ少年団で練習する子どもがいる。どうしても帰りのスクールバスに間に合わなく路線バスで帰る子どももいるのでバス定期券は必要ですと。」答えたのを記憶しております。当時は路線バスを使うため、バス定期券は皆に持たせる必要がありました。

しかし今、中央交通の面潟線は廃止になって、真坂、浦大町の路線バスはありません。現在帰りのスクールバスは、午後3時と午後4時があって、スポーツ少年団の子どもたちも合わせて全員がスクールバスで帰っているようです。

通学バス定期と言うのは、30年前くらいは浦大町方面から来る子どもさんは面潟線の路線バスに乗ってきたはずですが、その後、小学校まで乗り入れするようになって、路線バス運行としてきたので現在まで続いているのではないのでしょうか。路線バスは、乗合です。乗合方式だとバス定期券は必要です。しかし他町村の多くは貸切方式で運行しています。貸切方式だと当然定期券はいりません。

そこで、これから平成27年度予算の編成が出てきますが、乗合方式と貸切方式について検討してみてもどうでしょうか。26年度決算でいけば、運行委託料として238万4千円、これを中央交通さんに支払っています。それから定期券補助として、87万8千円、これは町の予算です。それと保護者負担が、同じく87万8千円。合計すると中央交通さんには、414万円支払っていることになります。

そこで貸切方式を試算した場合、どのくらいの額になるのでしょうか。しかも貸切方式は交付税算入されます。現在の乗合方式は、交付税算入されているのでしょうか。原則的に乗合は混乗ですから、生徒専用の運行となると交付税算入は入らない気がしますけれども、貸切だと専用バスですから交付税算入だと思います。

また過疎債を適用できるとすれば、7割が交付税措置されます。またもし貸切方式が経費が高くて、バス運行上定期券が必要であるとするれば、定期券補助を全額町負担でやれないかと思えます。26年度の当初予算では、通学児童バス定期券購入補助金の予算は87万8千円。スクールバス利用者は約60名ですから、児童一人当たり約1万5千円の補助です。また逆にいえば保護者負担は1万5千円となります。

教育にかかるお金を親が負担するのか、行政が負担するのかという教育論になりますが、通学にお金がかからない児童とお金がかかる児童がいると言うことは、不公平感を感じます。統合八郎潟小学校は、町の施策でもあったことからすれば、保護者負担はなくしたほうがよいと思えます。しかも現在の定期券方式は、保護者負担に加えて学校事務の煩雑さもありません。

これから27年度の予算を編成していくにあたって、町の子育て政策の一つとして、通学バスのあり方と保護者負担の軽減、さらには無料化について検討してみてもほしいと思えます。以上が1つ目の質問であります。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

次期基本構想と過疎地域自立促進計画について、であります。

八郎潟町総合振興第5次基本構想は、平成18年4月からスタートしました。冒頭のあいさつには「21世紀を迎えた今日、ますます進む少子・高齢化、高度情報化の到来、地方の自立を促す地方分権の流れ、地球規模の環境保全、地方における国際化の進展など、大きな時代の潮流が押し寄せています。これらに対応しながら町民の幸せを構築するためのまちづくりをすすめていかなければなりません。このため、これまでの成果を活かしつつ、さらなる発展を期するため、平成27年度を目標年次とした「八郎潟町総合振興第5次基本構想」を策定いたしました。」とあります。

基本理念は「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」です。

あれから10年、平成27年度を最終年としてどのような町づくりが進められてきたでしょうか。町民のしあわせ度は増したでしょうか。策定当時いささかなりとも携わった者として気になるところです。

さて、この基本構想の位置づけとして、平成23年改正以前の地方自治法には、第2条第4項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とありました。したがって平成18年3月定例議会では、おそらくこの条文によって議会に上程されていると思います。

現在、地方自治法の改正よりこの規定はありませんので、策定するかどうかは市町村の判断であります。

一方、平成26年4月1日付で本町は過疎地域に指定されました。過疎法によると、第6条に過疎地域自立促進計画を定めることができます。「できる」規定であります。県と足並みをそろえるためには町は策定の必要があると思います。

そこで私の一般質問をおして、町民に町の考えを伝えたいのでご質問いたします。

まず第1点は、八郎潟町第6次基本構想を策定するか否かです。第2点は、八郎潟町過疎地域自立促進計画を策定するか否かです。第3点は、仮に両計画を策定とした場合、それぞれに策定の審議会を置くのかと言うことです。

前回基本構想策定時には町内から各界各職の27名の方から審議会委員として頑張ってもらいました。4つの分科会に分かれ数度となく町づくりについて検討しております。一方26年度の過疎地域自立計画策定においても、審議委員を置いております。

基本的には基本構想が上位計画で過疎地域自立促進計画が下部計画であろうと思いますが、基本構想と過疎地域自立促進計画の内容は非常に重複しています。どちらも議会の議決を必要としますし整合しなければならないものです。ですから法律の規定はあるかと思いますが、基本構想と過疎地域自立促進計画を合冊して編集することはできないでしょうか。

いろいろな法律の中に市町村の個別計画策定が義務づけられています。たとえば、災害対策基本法では防災計画、介護保険法では介護保険事業計画、都市計画法による都市計画、老人福祉法の老人福祉計画などがあります。その他にもありますけれども、それぞれの自立計画です。

現在本町では、老人福祉計画と介護保険計画を合冊して「八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」としてしています。これは平成12年4月の介護保険制度開始にあたって介護保健事業計画を作成する必要があった時に、老人福祉計画の改訂期と重なったのですが、記載する内容が非常に似通っているので、個別に作るよりも二つを網羅した形で作成できないかと、当時、全県市町村の担当者から要望があって県が了承したものです。この方式は現在も踏襲されています。

このような例もありますから、できるのであれば「基本構想兼過疎地域自立促進計画」と作成してはどうでしょうか。できるとすれば当然審議会も一つで良いということになります。経費と事務の削減につながるのではないのでしょうか。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員の質問にお答えします。

町で秋田中央交通に委託しているスクールバスについては、路線バスとして運行されております。したがって、乗車料金の支払いが必要となりますので、乗車のための定期券購入費の半額を町で助成しているところであります。

貸切バスとして契約した場合の金額については、しっかりとした見積を徴しないとはっきり言えませんが、現在の委託料と定期券購入を合わせた金額よりも増になると見込んでおります。スクールバスの交付税への算入については、普通交付税基準財政需要額の小学校費の児童数で算定する項目に算入されております。

平成27年度予算編成にあたって、義務教育過程における平等性という観点からも、貸切バスとしての契約、又は、それが出来なければ定期券購入費の全額助成という、保護者負担のない方向で検討してまいります。

次のご質問ですが、初めに、総合計画を構成する基本構想については、これまで地方自治法において基本構想の策定と議会の議決を経ることが定められていましたが、地方分権の推進を図るため、平成23年5月に地方自治法の改正が行われ、この策定と議会の議決を経るかどうかは市町村の判断に委ねられることとなりました。

ご質問の八郎潟町第6次基本構想については策定し、地方自治法第96条第2項の規定にもあるように、議会の議決すべきものとして、八郎潟町議会基本条例第8条に基づ

き、平成28年3月定例会に策定案を上程する予定であります。

次に、八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定についてありますが、議員ご指摘の通り、策定の義務付けが廃止され、内容についても任意的記載事項とされておりますが、過疎法の特例措置の活用の際し、事業の追加等の変更がある場合は、市町村計画の変更が必要であることから、平成28年3月定例会に策定案を上程する予定であります。

次に、両計画策定に際しての審議会の設置についてであります。基本構想策定に関しては、前回同様審議会を設置し、構想案について審議会に諮問する予定であります。また、自立促進計画策定に関しては、今年度は過疎指定から計画策定までに時間がなかったため、策定委員会を設置し住民の意見を反映しましたが、次期計画策定については、パブリックコメントを募って、広く住民の意見を反映させる方法などもありますので、今後検討してまいります。

なお、基本構想と自立計画の合冊については、区分が異なること、計画の期間が異なることなどから、県からは不相当であるとの回答を受けておりますが、審議会と策定委員会を一体で進めることはできるとのことですので、今後検討したいと考えております。

4番 石井清人

答弁ありがとうございました。

1問目の、小学生スクールバスの件につきましては、大変前向きな答弁いただきました。ありがとうございます。最初の質問でも言いましたけれども、やはり父兄負担でお金がかかるということなんです。教育はどうしてもお金がかかりますけれども、いま子育てのお父さんお母さんが1番難儀するのは、教育のことだと思います。いささかなりとも軽減されるということは、大変良いことだと思います。

それで親御さんの経費負担ということあったんですけども、他に手間かかるからダメだとか、手間かかってもやらなければならないことはやらなければならないけれども、やはり通学バス乗合方式というのは定期券の購入というのあるんですけども、これもやはり事務的には大変なものであったのではないかな、と思います。

例えば、浦大町からくるバスには、浦大町・真坂の方、それから川崎方面からくる子どもさんは、湖東病院のあたりで5、6人、それから上川崎でも7、8人、下川崎でも10人ちょっとで、20何人乗ってくるんですけども、この定期は3ヶ月定期です。年4回学校の方で準備しないといけません。料金は乗る場所によって違いますから、親御さんがおつりのないように学校に持って行って、学校で集金して子どもさんに合った定期を買う、片道だけという子どもさんもおるようです。何千何百何十何円というお金を集金して、それを3ヶ月に1回定期を買って、それを子どもさんにやる、事務的にいうとそういうこともあるんです。ですからこれは無料化になることによって改善されるのかな、ということも考えました。その方向でいけば、本当に有り難いことだと思います。

それから2つ目の基本構想ですけども、これは自治法が改正になりましたので必須ではなくなりましたが、町長が第6次ということで、まさに良い事だと思います。やはり色々な事業を始める時に県に相談にいくと、町には計画があるのか、計画の中にそういうのが載っているのか、必ずチェックされます。ですのでパッと思いつきの事業だということ、町では計画性がないな、ということもありますので、やはり10年の計画というのをバックボーンにおいて、そして事業が進む、町ではこういうのをやっているな、というバックボーンを示すというためにも、この第6次基本構想は必要だと思います。

合冊は不相当だと県はおっしゃってますので、ただ経費のかからない方法で審議会とかはできる、検討するということでしたので、ぜひお願いします。

だいたい質問の意図は以上で、いい答弁いただきましたのでありがとうございます。特に私、再質問ありません。もし補足の答弁ありましたらお願いし、なければこれで終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。

次に、6番 柳田裕平君の一般質問を行います。

6番 柳田裕平

柳田でございます。よろしくお願いたします。

本日の質問は、3項目でございます。1つ目が駅前ふれあい施設について、2つ目が町内会の区域制について、3つ目が平成27年度の予算の編成方針は、の3項目でございます。

それではまず、1番の駅前ふれあい施設について

平成24年4月に町民からの意見募集でスタートしたこの事業でございますが、ほぼ順調に推移して今年の4月には建設工事に入り、来年5月の完成オープンを目指して、いま盛んに工事が進んでおります。そして堂々とした建物の姿も見えてまいりました。

町民の関心も徐々に高まってきているようでございます。これからは建物施設についてのほとんどが建設業者任せになるわけですが、オープンに向けて今後町当局としてしなければならないことは、駅前ふれあい施設の内容や運営について、どのような形で町民に説明をするのか、また近隣町村、地域住民へのPRなど、広報面での対応も重要になってくるのではないのでしょうか。それからこの施設が多くに住民から利活用され、潤いの場となり、町の活性化につながるような将来構想の検討も、平行して進めるべきではないのでしょうか。

この施設は、県と町の共同事業であります。特に今後の施設運営や将来構想の分野について、町当局としては地元町民の意向を全面に出して進めるべきであると考えます。

そこで来年5月のオープンに向けての町当局の対応と、施設の運営や将来構想について質問をいたします。

1) 建設工事と施設内部の工事や準備について、大きなトラブルもなく変更もなくきているのか、現在までの進捗状況と、申込のなかったカフェコーナーの件、愛称とロゴマークの件についても説明をお願いします。

これは昨日の町長の行政報告にもありましたが、恐縮でございますが簡単に結構です。今一度説明をしていただきたいと思います。

2) 地域住民と一体となってこの施設を盛り上げるという観点から、オープン前に町民に対して、施設内部の具体的な内容や運営要項や具体的な説明が必要かと思っております。町当局としては、この対応をどのように考えているのかお尋ねいたします。

また、説明会を開催するのであれば、何時どのような形で行うのかも、お答え願います。

3) 町長は、3月議会での一般質問の答弁では、施設の運営については「情報交流施設運営協議会」という名称を用いています。これは議会だよりに掲載しておりました。また9月の定例議会での行政報告では「施設利用促進協議会」という名称を用いております。これは10月の広報に掲載しておりました。両方使い分けておりますが、両協議会とも存在するのか、それとも同一協議会なのかお尋ねいたします。また、この協議会の概要・開催状況等についても説明をお願いします。

4) 2年後の開設計画になっている「産直センター」の推進と、6月議会で同僚議員から提言のあった著名文化人の紹介コーナーや、例えば一日市盆踊りと願人踊りの紹介コーナー、あるいは産直センターの中にマガモの販売所を設置するとか、色々な新しい構想を検討していく機関を設置すべきと思いますが、町当局のお考えをお尋ねいたします。

以上が、駅前ふれあい施設の質問でございます。

続いて表題2の、町内会の区域制について

この区域制については、1区から34区という町内会がありますが、数字ではなく地域名称を用いてはどうかとの提言が、平成22年9月定例議会の一般質問で、取り上げられているようでございます。その時の町長の答弁では、以前、八郎潟町行政区域等調査懇談会で協議した際に、現区域制は改めるべきとの結論が出されましたが、コスト等のデメリットもあり、現在のままになっているようであります。また町民から要望があれば考えたい、とも答弁しているようであります。

いつからこの区域制ができたかわかりませんが、町民の心の中に根付いた、このような存在感のある区域制度を改めるというのは、住民の気持ちを考えると、非常に勇気のいることとございます。時代の流れで町の様相も変わり、色々な点で町内会運営に支障がでてきていることは、行政としてもある程度は認識しているのではないのでしょうか。

例えば高齢化現象で役員の受け手がいない、子どものいる世帯が足りなくて子供会をつくれぬ、色々な行事、町民体育祭、町内対抗行事、一日市盆踊り、奉仕作業等においては、人集めに苦労している町内会が年々増えてきているようでございます。

そして1番の問題点は、今後の傾向として、防災計画や高齢者世帯の目配りなど、行政と町内会との親密な連携による、より良い町づくりの体制の構築にも影響が出てくるのではないのでしょうか。その上、空き家が増えて世帯数の減少が進むことも予想されます。

以上のようなことから、アンケート調査をして現在の町内活動の実施状況を把握するとか、他町村の実例を勉強するとか、改革案を検討する機関の設置を図るとか、色々な面から行政主導で今こそ行動する時ではないのでしょうか。

そこで、この町内会区域制の現在までの実情、町当局の考え方について、

1) 本町の区域制について今までの経緯をお伺いします。

第1点、この町内区域制がいつできてどのように推移してきたのか、確認の意味でお尋ねします。

第2点、「八郎潟町行政区域等調査懇談会」が、どういう理由でいつ開催されたのか、その懇談会ではどういう考え方が示されたのか、お尋ねいたします。

第3点、その後、町民からは特別な要望がなかったのか、お尋ねをいたします。

2) 先程述べたとおり、この町内会区域制については、様々な課題が出てきているように思われますが、町当局として今後の採用についてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

以上が町内会の区域制についてでございます。

続いて表題3番の平成27年度予算の編成方針について

平成27年度予算(案)については、現在編制作業にかかっているところかと思えますが、目玉となる事業や予算規模等については、町民にできるだけ早く情報を提供して、理解と協力を得ることも必要なことであると思っておりますので、できる範囲内で来年度の主な事業と予算案の編成方針をお答え願います。

以上、3項目について質問いたします。どうぞよろしくお願いたします。

町長 畠山菊夫

柳田議員のご質問にお答えします。

行政報告でも申し上げましたが、情報交流拠点多目的施設工事の建築工事については、現在、建物内部の下地組及び外壁張りを行っており、出来高が44.1%と順調に進んでおります。地中熱利用ヒートポンプ設備工事についても、建築工事と連携しながら順調に進められております。また、外構工事についても発注済みであり、来年3月末完成、5月1日オープンに向け進められております。

次に、カフェコーナーのテナント募集についてですが、行政報告でも申し上げましたが、11月末を期限に再募集した結果、町内在住の方が応募に向けて前向きでしたが、この度の応募期間内では、決断するまでには至りませんでした。今後も引き続き応募を受け付けますが、年度内に決まらなかった場合、テナントが決定するまでは、飲食を可能としたオープンスペースとして利用したいと考えております。

次に、施設の愛称とロゴマークについてですが、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を対象にアンケートを実施しました。アンケートの結果を踏まえ、選考委員会では施設愛称を「はちパル」に決定いたしました。なお、ロゴマークについても、決定しましたが、最終的な図案化を町のイメージキャラクター「ニャンパチ」の作者の方に無償でお願いしており、決定次第広報等でお知らせいたします。

次に、オープン前に町民に対して施設の説明が必要ではないかとのご質問ですが、施設は来年3月末で外構工事が終了して完成となりますが、その後、備品の搬入・設置等に1ヶ月をみております。議員ご指摘の通り、町民に施設について詳しく説明する場が必要だと考えており、開館後の5月に町民座談会を兼ねた施設見学会を行います。また、来年4月中旬に開催される町内会長会議で各区町内会長にパンフレット・要綱等を配布し詳しく説明するほか、広報・ホームページで町民の皆様へお知らせしてまいります。

次に、「情報交流施設運営協議会」と「施設利用促進協議会」についてであります。本施設は、図書館をメインとした複合施設であり、図書館ゾーン・子育てゾーン・交流ゾーンに分かれております。「施設利用促進協議会」は、その各ゾーンの協議会であり、「図書館ゾーン利用促進協議会」「子育てゾーン利用促進協議会」「交流ゾーン促進協議会」の3つの協議会の総称であります。また、「情報交流施設運営協議会」は、その3つの協議会の会長・施設の館長・副館長を構成員とする協議会であり、施設内の各ゾーンが連携した取り組みが必要なことから、3つの協議会の上部組織として新たに設置するものであります。

各協議会の開催状況であります。図書館ゾーン利用促進協議会は1回、子育てゾーン利用促進協議会は2回、交流ゾーン利用促進協議会は1回、それぞれ開催しております。主な案件は、これからの各促進協議会の運営等について話し合われております。今後も、各協議会で年間の事業の企画運営について協議されることとなります。

なお、「情報交流施設運営協議会」については、今後、館長・副館長が決定し、各ゾーンの利用促進協議会で年間行事が決定後、開催する予定としております。

次に、産直センターの推進と新しい構想を検討していく機関を設置する考えはないかとのことですが、産直センターについては、現在建設中の施設が完成し、オープン後の利用状況をみながら具体化したいと考えております。検討にあたっては、町民から広く意見を求めるために、検討委員会を設置したいと考えております。また、飲食センターの建設に対しても、あわせて検討していきたいと考えております。

次に、町内会の区域制についてのご質問ですが、始めに、本町の区域制について何時できてどのように推移してきたかということですが、本町の行政区域は、昭和31年の一日市町・面潟村両町村合併時より従前の行政区域がそのまま生かされて

おり、旧一日市町にならうように1区から34区と番号でつながっております。しかし、宅地の分譲等により行政区は必ずしも順番通りに並んでおらず飛び飛びとなり、大変紛らわしい行政区割となっており、また、ある一部の行政区だけが世帯数が増えるなど世帯割のうえでも不均衡が生じているのが現状であります。

「八郎潟町行政区域等調査懇談会」はいつ開催されてその結論はとのご質問ですが、懇談会は委員14名により構成され、平成3年5月以降平成4年2月までに5回開催し、平成4年2月25日付けで答申書が当時の相馬町長あてに提出されております。

内容は、1行政区当たりの戸数を町内会活動の運営上からも50～70戸位が適当である。現在の行政区番号を廃止して、その地域にあった名称をつけた方が好ましい。夜叉袋・真坂・浦大町については、現在の通称通り1・2・3区とし、三倉鼻・小池・岡本下台についても現在の通称通りとする。羽立・川崎地区については、将来的に見ても2分した方が好ましい。現在の通称一日市地区については、1区・2区・3区・13区を、区の前に地名をつけ、一日市1区・2区・3区・4区に、4区・5区を上町1区・2区にするなどの答申内容であります。

町では答申を受け検討しましたが、平成5年に当時の北嶋町長が行政区割の変更はいろいろ問題があるということで凍結され、現在に至っております。

その後、町民から特別な要望はなかったか、とのご質問ですが、各町内会も人口減少・少子高齢化により、町内会の運営に苦慮していると思われまます。今まで特別な要望はありませんが、浦大町地区のように、旧22区・23区・24区が自主的に合併したケースがあります。

次に、今の町内会区域制について、どのように考えているのかとのご質問ですが、議員が言われる通り、各町内会も少子高齢化等により運営に支障をきたしているのが現状だと思います。子ども会も単独区では運営が困難で、現在合併している子ども会が多数あります。行政区域等調査懇談会から答申を受けた平成4年から20年以上が経過し、社会情勢・生活環境も変化していることから、来年度策定される、平成28年度からの第6次基本構想の策定協議の中で、これからの行政区域についても今後どうあるべきかを検討すべきものと考えております。

次に、平成27年度の編成方針はとのご質問ですが、平成27年度の歳入の見通しは、自主財源である町税の大幅な伸びは期待出来ず、また一般会計収入額の50%を占めている地方交付税は、総務省の概算要求時点で前年比5%減と仮試算されております。歳出については、社会保障関係経費が引き続き増加することが見込まれております。

こうした厳しい財政状況であることから、平成27年度予算編成にあたっては、積極的に財源の確保に努め、歳出の抑制に厳しく取り組む必要があります。

また、平成27年度は第5次基本構想の最終年度であることから、計画に盛り込まれている諸施策について再確認し、予算編成作業にあたるよう指示しております。予算編成にあたっては、現在実施している各種事業について各課で精査し、新規事業を含めて来年1月初旬までに予算要求見積書を提出することとしております。

町では、人口減少対策・若者の雇用対策・定住促進対策・少子高齢化対策など、様々な課題を抱えておりますが、過疎債を活用するなどして、その課題解決のための事業に取り組みたいと考えております。

また、駅前に多目的施設が完成し、施設を拠点に様々な事業が展開されることとなります。多くの町民から利用されるよう施設の充実を図るとともに、情報発信の拠点として町内外に八郎潟町をPRし、交流人口の拡大を図り、にぎわいを創出したいと考えております。

6番 柳田裕平

ご答弁ありがとうございます。駅前ふれあい施設につきましては、住民の説明というのは非常に大事な問題であると思うのですが、ご答弁では町内会長会議とか座談会とかでということですが、私の個人的な考えでは、4月とかでは遅いのではないかな、もっと早く町民に報告説明して、町民の意見というか要望も早く受け止めて進めていくのが、この後オープンしてから町民から協力してもらえるとという面もあるだろうし、こういう施設は大金かけて作った施設ですので、失敗しないように配慮しながら進めていただきたいと、私は心配しているところでございます。できれば各町内会の総会に当局が行って、時期的に2月から4月頃になると思うんですが、これくらいの配慮はしてもよいのではないかと思います。

それから、町内会の区域制についてでございますが、色々課題があることも事実でございます。例えば今すぐ一緒にできるケースもあるだろうし、時間をかけて調整しなければならないケースもあるだろうし、色んな面から段階的に進めていくというケースも当然あるだろうし、そこら辺は非常に難しい問題であります。これも先程と同じよう

に基本構想の中でとなりますと、何かこの問題がおかれているような感じがしますが、もっと集中的に早く対応してもらいたいという個人的な意見でございます。

それから、来年度の予算の編成方針でございますが、確かに昨年が27億ちょっと、その前の年が25億ちょっと、その前が24億8千万、1年毎に段々増えてきております。それは子育て支援等の関係で、それなりに新しい事業に取り組んできているという評価があるでしょう。私もそれには何も申し上げることはございませんが、ただ、いま非常に騒がれている年金生活者、生活保護世帯にも目を向けてもらいたいなど、例えば減額される年金、引き下げられる生活保護費とか、これに該当する方々は、いま非常に生活に困っていて、内情は苦しいのですが外には出せないという方々が結構多くいるように話に聞いております。私の方の町でもそういう方がおるとお思いますので、そういう方々にも目を向けた事業を、この後取り組んでいただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わりますが、今ので、もしお話しがあればお願いします。

町長 島山菊夫 交流施設の町民への周知については、各施設利用促進協議会の話し合いがありますので、その結果を見ながら説明し、その結果が早くできればそれなりに説明する機会を設けていきたいと思っております。

それから町内会の問題については、6次基本構想の中でやっていきますけれども、その前に何か特別に町内会長さんを集めてやるのか、議会の代表の皆さんでやるのか、その辺ももうちょっと考えていきたいと思っております。

年金生活者については、本当に生活も大変になってきました。ただ国政の関係もありますので、これらについても検討して参りたいと思っております。以上でございます。

6番 柳田裕平 どうもありがとうございました。終わります。

議長 三戸留吉 これにて、6番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時10分)

(休憩)

(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉 それでは午前中に引き続き再開いたします。
次に、1番 村井剛君の一般質問を行います。

1番 村井剛 1番 村井です。通告に従いまして一般質問をしたいと思います。
最初に、農業振興策についてお伺いしたいと思います。

この種の問題は、3月議会においても、また各々の議員の方々からも質問されている事柄でありますけれども、私は駅前開発と地場産業育成との関連で、質問をいたしております。

答弁では、国や県の動向を見極め、本町農業の振興を図る、いわば一般的な内容の答弁であったように思います。本町農業が、極めて米中心の農業であり、米価が一定の基準を保っている時は良いのですが、それを一転させたのが、今年の米概算金の前年比3千円減8,500円の衝撃であったように思います。これまで規模拡大で将来を切り開こうと熱心に取り組んできた農家ほど、大きな衝撃を受け、「ビックリした」という畦道での会話に現れているように思います。

少子高齢化、人口減、食生活の変化により、今後も米の消費量の絶対的数量の減が避けられないとすれば、本町農業の在り方に真剣に取り組まなければと考えるのは、私一人ではないものと思っております。

国でも地方創生が経済復興の鍵であるとし、担当大臣を据えて取り組もうとしております。しかも、ありきたりではなく創造性に富んだ自治体には、重点的に支援するとしております。総選挙後に具体的な事業内容が示されると思うわけではありますが、先取りする気概が求められているように思えてなりません。

佐竹知事は9月県議会において米価下落は大変な問題だ、ここ2、3年が秋田県農業の岐路であるという認識を示しております。横手市では、地方創生は支援メニューが示されてからでは遅いとし、トップブランドの農作物の確立を掲げた農業振興策を提示しようとしております。本町農業に、明るい展望が開けるよう、一層の奮起を促しながら次の3点を質問し、具体性のある答弁を求めるものであります。

最初に通告しておりましたが、米価の下落に対する支援策は何か、と問いただしてお

りましたが、予算書の中には負債の保証料の助成ということで、373,000円が計上されております。また北嶋議員からは、種子の助成ができないものかとの提案がなされております。過去におきまして、昭和56年だったと思いますが、大変な冷害による不作がありました。この時は、種子の助成と航空防除に対する助成がなされております。ちなみにその時の米価であります、昭和56年が17,603円であります。今回、概算金の8,500円はその1/2にあたっております。生産資材は今よりも安かったと思いますし、また米の値段そのものも22,000円に向かって高くなっていく時代でありました。今とは比較にならないほどで、その衝撃度は今年の場合大きいのではなからうかと思っております。

補償料の助成、補償額の負担のみならず、一步踏み込んだ助成があってもよからうと考えるわけであります。

ちなみに種子の助成であります、過去に遡りますとキロ当たり50円の助成をしているのではないかという感じがしております。

本町の水田全面積をだいたい2千ヘクタール弱といたしますと、種の単価がキロ500円であります。そうしますと全部植え付けたとしても、助成額が300万、実際は大豆の植わさるところがありますし、自家種子を使う人もいるかと思っておりますので、それは加工米に向けてと思っておりますが、そうしますと実質的には200万足らずの町の支出ではなからうかなと思っておりますし、この程度の助成は可能ではないかな、という気もいたします。

次に、2番目の本町農業の将来像は、ということで提案をいたしております。

これから益々米価が高くなることが想定されないことを考えますと、どうしてもコスト削減を図らなければならないということになってまいります。規模拡大によるコスト削減もありますが、しかしながらまた技術革新によってコストを下げていくというようなことも考えられるわけであります。

現在、本町においても、何人かが米の直播き栽培に取り組んでおりますが、それに対する基本的な助成がほとんど無くなってきております。将来を見据えますと、そのことも視野に入れなければならないのではなからうかという気がいたします。これを奨励する意味でも、もっともっと拡大させる方向の施策の展開も、必要なのではないかという気がいたします。

直播きが普及いたしますと、当然ハウスが余ってまいります。ハウスを利用した冬期農業に向けたハウスの利用ということも含めながら、総合的な農業の将来像を本町として考えていかなければならないのではなからうか、という気がいたしますので、その点をも併せ持った本町のあるべき将来像についての当局の見解を求めたいものだと思います。

また、3つ目には農商工連携による特産品の開発に本腰をいれるべき、という提案をいたしております。これまで本町においても、八郎潟のブランド米やマガモの生産、そしてまた商工会とも連携した中でのだまこもちの商品化などを、色々取り組んできたように思いますが、しかしながらそれが定着したとは見受けられないような気がいたしますし、そういう面での本格的な、本腰を入れた、そして育てていくといった姿勢がなければならないのではなからうか、というように思いますので、当局の今後の方針についてお伺いしたいと思います。

次に表題2の、アクセス道延伸・早期実現に向け、積極的な運動の展開を望むものでありまして、この点につきまして質問をしたいと思います。

駅前開発も工事も順調に推移し、完成後における本町の活性化に大きな役割を果たす事に、町民の関心が寄せられております。この施設の更なる効果の増幅を図る為には、アクセス道の延伸が必要不可欠な事は、これまでの一般質問においても確認されてきたところであります。

これまで、南秋田郡議会議長連絡協議会や、五・八線県道整備促進期成同盟会等を通して要望してきたところでありますけれども、今後はこれを、単独の整備促進期成同盟会として、積極的に運動を展開し、早期実現を図るべきであると考えますが、町長の見解を求めるものであります。

以上、2点につきましてよろしくご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

町長 畠山菊夫

村井議員のご質問にお答えします。

始めに、農業振興策についてのご質問ですが、北嶋議員さんへの答弁と同じようになってしまっていますが、米価の下落を受け、県が創設した無利子融資制度「稲作経営安定緊急対策資金」での、金融機関から融資を受ける際に必要な、県農業信用基金協会への保証料の全額助成を、本定例会に予算計上しております。

次の農業振興については、農業政策の変更もあることから、長期ビジョンについては難しいと考えております。しかしながら、国の現在の制度である経営所得安定対策において、地域における水田の取り組みについて、今後3年間の取組方針を、「八郎潟町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン」として策定しております。主食用米については、需給状況を勘案し安定的な供給を目指し、関係団体と進めて参ります。大豆団地については、団地化の拡大。園芸作物については、湖東農協奨励品目及び県の振興作物の生産拡大を図ることとしております。

特産品についてであります。本町では水田フル活用ビジョンに沿った補助制度のある、県の振興作物・湖東農協の奨励品目、及び以前よりの推奨作物である大豆の作付け誘導を行っております。農業者の更なる所得向上を目指す、本町独自の特産品については模索しておりますが、今後、関係団体と共に研究して参りたいと思います。

次に、主要地方道秋田八郎潟線の延伸は、地域住民の利便性向上や広域的な観光及び産業振興が図られ、沿線住民の生活、大潟村、男鹿市の観光地、産業振興等重要な路線であります。

また、今年5月にリニューアルオープンした湖東厚生病院及び駅前に建設されている多目的施設の来年5月オープンにより、駅前の賑わいはこれまで以上に増すものと予想されます。沿線の6市町村長で構成している県道秋田八郎潟線道村大川線改良整備促進期成同盟会で、毎年要望書は提出しております。

実現にあたっては、鉄道構内の新たな踏切設置等と困難は予想されておりますが、単独ではなく、広域的にとらえ、関係市町村と今後も実現に向けて粘り強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

1 番 村井剛

町の厳しい財政状況の中で、なかなか思い通りに助成策がなされることが難しいというような観点でありますけれども、しかしながら今回、本町における貸付金額そのものは少なかったようでもありますけれども、それは逆にいえば一所懸命頑張ろうとする、そしてできるだけ借金を背負わないで踏ん張ってみる、という意思表示ではないかという感じもいたします。だからといって八郎潟町の農民が裕福だ、ということでは決してないと認識いたしますので、幾ばくかの助成を考えていくということは、あってもいいのではないかなと、そういう意味では種子の助成というのを、ひとつ考えてもいいのではないかなという気がいたします。

ただ金額が大変な額にのぼるということであれば、これはまた大変な事なんですが、私のおおよその計算ですと200万もかからないということですので、一考に値するのではないかと、もしかして昭和56年の場合は、種子助成と航空防除の助成を行っておりますが、そういう意味からいたしましても、恐らく航空防除の助成よりまだまだ少ないのではないかという気がしますので、総合的な考え方を、やるやらないは別にしても、もう一回検討に値するのではないかという気がいたしますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、本町の農業の将来像を国・県の動向を見定めながら、なかなか国・県の方針もわからないので、若干それを待ちながら考えていきたい、ということでもありますけれども、横手市あたりでは国から示される前に、自分の地域はこういう形で生きていく、こういう形で頑張っていく、そういう姿勢を示していかないと、地域創生の予算も獲得しづらい、むしろ国の方も、ばらまきはやらないということ、はっきり言っておりますので、そういう意味で先取りした考え方を、もっともっと真剣に考える必要があるのではないかな、という気がいたしますので、その点をひとつ頭の中に入れていただければありがたいと思っております。

また、特産品の事柄につきましては、これまでも八郎潟のブランド米、先程も申し上げましたが、マガモの生産も取り組む人が段々少なくなっているという現状でありますし、最近はまだもちの話もさっぱり聞こえなくなっているという現状でもありますので、我々もやっていますよ、頑張っていますよ、という形を見せただけでは、うまくないのではないかな。やはり本当にこれで起死回生を図るという姿勢が、逆に求められていくのではないかな。これは当局のみならず、該当する人、農家も商業の方も含めて、色々な意味で前向きな気概が求められているだろうと思っておりますけれども、そこら付近の奮起を促す意味でも、町そのものも積極的な対応をしていただければ、という気がいたします。

また今後、コスト削減に向けた方法といたしましては、米の直播きなどもその一考に値するのではないかなという感じがいたしますし、それを奨励するためには、その技術の確立を怠ってはならないという気もいたしますので、そういう面での奨励策があっ

て然るべきではなかろうかと思えます。

以前の会議で、国と県も来ておった会議の中で、それこそ町の方々もおったんですが、直播き栽培を普及させるために一番のネックは、鳥の問題と除草剤の問題だ、という話が出ておったわけなんで、鳥の問題は、いわゆる直播き栽培の面積が広がると、鳥そのものの絶対数は大筋同じなので、面積が拡大すれば鳥害も1反歩当たりの害が減るということで、一番ネックなのが除草剤である。とすれば、田植えと同時に散布できる除草剤が開発されれば、この問題はかなりかなり解決されるということ、実は私提案したことがありますけれども、その時に国から来た人が、「これは良い話だから上の方にあげてやる」という話までしていた気がしますので、やはりそういった技術革新も新しい除草剤の開発も含めながら、町としてもそういうふうなものを取り上げながら、事ある毎にそういう提案もしながら、事柄が具体的に進んで行くことができれば、新たな米作農業の姿も生まれてくるような感じがいたしますので、その点も合わせ持ってお願ひできればと思います。

また、アクセス道の延伸につきまして、できることならば、各関係市町村にまたがりますので、広域でやるのが一番妥当だと思います。ただその場合、広域でやりますと課題がいっぱいになってきますので、総体的にその問題が薄れてしまうという危険性もありますので、逆にその問題一つに絞った中で、いわゆる関係市町村と一体となった単独の期成同盟会もあってもいいのではなかろうかな、という感じがしたわけでありまして、それこそより現実性を増し、実現する方向ではどういう形がいいのかということ、いま一度点検していただければいいかなという気がいたします。

特別答弁は求めませんが、所感がありましたらよろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫 特にありません。

1 番 村井剛 そうすれば、色々申し上げましたので、その点を含んでいただきながら、よろしくお願ひをいたしまして、私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、1 番 村井剛君の一般質問を終わります。
次に、5 番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5 番 加藤千代美 5 番 加藤千代美であります。

私は今回の議会で、3月と9月の一般質問したことに基づいて、また議員研修を行った成果について、町でどういう未来図を築いていくか、という観点で質問していきたいと思えます。

最初に、農業政策についてであります。4点の質問事項を提出してあります。それについて、一問一答方式でやっていきたいと思えます。概要を申し上げます。

平成27年度の農業政策についてであります。

平成26年度は、農家にとって大変な年でした。収穫の最初の段階では米質が悪く二、等米が多く、早く収穫した人は大変であったと思えます。その後、指導機関の指導等もあり、収穫期を遅らせることにより、一等米の比率が90%台まで回復をみたのであります。昨年と比較して米価が1俵当たり3千円ほど下落したのであります。農家所得は、昨年より大幅にダウンしたのであります。その中身をみると、大規模農家であればあるほど、その影響が大きいように見受けられます。

そこで国では、「稲作経営安定対策資金」という制度を設けて、県1/2・金融機関1/2の利子補給をし、金の貸出を行うことを発表しました。これを受けた各市町村では、臨時議会を開いて債務負担行為を議決したようであるが、この市町村と、定例議会まで待って議決した市町村とでは、何が違うのか。それがまず第一点。

また、八郎潟町の農家戸数と面積から割り出して計算した、26年度の町の農家所得は、総生産額で作付面積が1,095ヘクタールを基にしております。主食米を生産した面積が、650ヘクタールで計算しております。1億9千万円の減になります。税収換算では1千1百万円くらいになるのではないかと思います。

このように、基幹産業が農業である本町においては、農家所得が減収することにより税収も下がり、この下がった農家所得をどのように回復基調にもっていこうとしているのか、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

更に、国・県・町の政策を忠実に履行して、あらゆる資金を活用して、大規模な農家を目指した農家ほど、今年は負担が大きいようであるが、この国・県・町が推し進めてきた農業政策について、特に大規模農家を目指した農家について、これからどんな対策をとるのか、町長の考えをお聞きしたいと思えます。

もう一つですが、先日魁新聞に、秋田県知事が第一種兼業農家を目指して、これからの農業を行わなければならないという記事が出ております。11月14日の新聞記事にも掲載されております。我が町の農家戸数は2982戸、そのうち10ヘクタール以上が548戸、いかに小規模な農家が多いかということでもあります。これらの農家がこれから先農業を営んでいくためには、戦略作物、例えば県が推奨している「夏どりネギ」「通年ほうれん草」あるいは小家畜を導入した農業経営を行っていく必要があると思うが、以前私が定例議会で、町では畜産振興を推進する考えはあるのかと正したのに対し、町長がはっきりと「ない」とお答えになりましたが、今でもその考えは変わらないでしょうか。

次に、私は今の農業・農家は、共助・互助の考えに立ち、農業経営をやっつけていかなければ、これから先の経営が成り立たないのではないかと考えております。その為には、行政が或いは経済団体が先になって、農業の6次産業化をいち早く推し進める必要があると思うのですが、どうでしょうか。

私が知っている市町村では、新規就農者の募集を行うなどして、未利用地の開発、農産物の加工・販売等を市内や都会などで行っているところがあります。本町においては、6次産業化をどのように推し進めようとしているのか、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

大きな項目、この1点についてお願いします。

町長 畠山菊夫 加藤議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度の農業政策についてでありますけれども、米価の下落に伴う対策として、米価につきましては、27年産米については横ばいとの見方もあり、厳しい状況と捉えております。このことから、米のみに頼らず、経営所得安定対策に沿って、畑作物等の栽培を、関係団体と共に推進して参りたいと思っております。

専業農家の所得減が見られる中で、何によって所得の向上を図っていくのかについては、米価の下落により、農業者所得の減少が避けられない状況から、園芸作物の産地づくりを推進し、県が目指す「オール秋田で取り組むブランド農業」の拡大に向けた取り組み、及びあきた湖東農協の奨励品目の推進を図って参りたいと思っております。

県は第1種兼業の推進を図っていく考えのようであるが、町はどうするのか、の質問であります。県では、第2期ふるさと秋田農林水産ビジョンにおいて、地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成を掲げ、認定農業者、集落営農組織の経営基盤の強化、農業法人などのトップランナーの育成、女性農業者による起業活動の強化、次世代を担う就農者の確保育成を施策の方向性としております。

町では、県の指導を仰ぎながら、国・県の施策に沿った営農を、関係団体と共に進めて参ります。

共助、互助の考え方で6次産業化を図るべきと思うが、との質問でございますけれども、町も同様の考え方であります。以前、加藤議員の質問で「6次産業化を進める為、町がNPO法人を作れば」とありましたが、「町主導では行いませんが、支援は行う」と答弁いたしております。行政の支援である、公助は必要と考えております。

5番 加藤千代美 これは町長よりは産業課長になると思っておりますが、いわゆる農業のナラシ対策というのは、先程町長おっしゃったように、園芸作物その他をやるのが一つですけれども、ナラシ対策の中で10アール当たり281千円の所得をあげることができます。これについて産業課長はどう思いますか。

産業課長 加藤貞憲 ナラシ対策の件でありますけれども、収入減少影響緩和対策というものでありまして、国で過去5年間の1反歩当たりの収入について計算をし、そして26年産米の3月末までの販売動向を比較し、その差額の9割について、ナラシ対策で対応するということになっております。ですから281千円の金額というのは、私ども存じておりません。ナラシ対策の中でも、認定農業者の申請、積み立てをしている方は、その9割に8/8を国からナラシ対策の交付金として支給されます。また経営安定所得対策に加入しているその他の皆さんについては、3/8の補助となっております。

5番 加藤千代美 ナラシ対策の中に、経営安定対策というのがあるわけなんです。その中に1つは米の支払交付金、1つは水田活用の直接交付金、1つは二毛作助成、1つは構築連携助成、もう1つは産地間交付金があります。こういうものを組み合わせると、私の計算では281千円の所得はあげることができます。それについて検討したことはありますか。

産業課長 加藤貞憲 いま加藤議員さんおっしゃったことは、経営所得安定対策のことだと思いますので、ナラシ対策というのは先程お話ししたように、収入減少影響緩和対策のことでありまして、いま言われたことは経営所得安定対策のことだと思います。

5番 加藤千代美 経営安定対策について、検討したことはありますか。

産業課長 加藤貞憲 町では、経営所得安定対策にそって、全ての営農、施策等を行っております。

5番 加藤千代美 いま加藤課長がおっしゃったことを引用すれば、経営安定対策について281千円の所得がでるんですよ。これは検討したことがありますか。

産業課長 加藤貞憲 すみませんけれども、281千円の根拠がわからないのですけれども、まず1つずつ追って話していきますと、米の直接支払交付金で10アール当たり7,500円の交付金があります。それから水田フル活用の関係なんですけども、この場合それぞれの営農する作物によって、また金額が違いますので一概には言えませんが、例えば大豆を転作したといたしますと、1反歩当たり3万5千円の交付金がございます。それから大豆の5反歩の団地化になった場合は、プラス産地交付金で3万7千円、2町歩団地になった場合は、5万円の交付であります。また認定農業者であれば、ゲタ対策、畑作物の直接支払交付金によりますと、2万円の交付があります。

それぞれやっていきますと色々ありますけども、一概に米と一緒にしても、またそれぞれの農家の方が、加工用米・備蓄米で対応した場合、それから大豆で対応した場合、ということでもありますので、一概に281千円という計算はちょっとできかねます。

5番 加藤千代美 じゃあ私がお答えいたします。さっき町長に聞いたけれども、畜産振興についてやる考えがあるか、「ない」と答えてるんですけども、私も今回新得町に議会研修で行ってきました。私の復命書にも書いてありますけれども、新得町では何が1番ほしいかという、ホールクロックであります。稲わらであります。

経営対策交付金の中に、産業課長はわかってると思いますけれども、戦略作物助成金というのがあります。戦略作物の中で飼料米を作った場合、680キロ作った場合105千円の補助金があります。そして対象作物の中の飼料作物、これは米でもいいですが、ただしこの場合は、飼料作物用の品種を特定しなければいけません。それをやった場合には、10アール当たり35千円の補助金がでます。ホールクロックをやった場合には、80千円に奨励金が13千円プラスになります。従って93千円になります。その他に飼料米で12俵以上あげた場合には105千円の補助金がでます。それから産地交付金が12千円です。それを換算すると約281千円です。

そこに条件があります。畜産農家と3年間の取引の契約を、県が加入するのではなくて、国と直接お話しをして契約を結ぶという過程があります。これをクリアした場合には、281千円の金額になるのであります。

そこで県に確認してございますが、この案に気がついたところは、まだどこもないようです。畜産振興が進んでいる由利の方でやっているかと聞いたら、まだ気がついていないので、まだ取り組んでいない。私はこれを自分の方で見つけたものですから、これは公にしないでください、ということをお話しております。いま畜産振興で進んでいるのは、由利地方と田沢湖の、ちょっと名前忘れちゃったけれども、北海道から入植した大規模畜産経営者がおります。こういう人と3年契約を結ぶと、この金額が可能になるということでもあります。

ですから私は行政が取り組まなければ、私自らやりたいと思っております。どうか産業課長。

産業課長 加藤貞憲 いまお話しを伺いましたが、その中で、ホールクロップサイレージ用の稲と、加工用米、飼料米の3点出てきております。それぞれ組み合わせできることは確かです。確かですが、その3点を一緒にするというは、国の指針の中には書いておりません。2点一緒にやるということは確かに可能です。

それと3年間の振込契約についてですが、これは加工用米に限られております。ホールクロップサイレージ、それから飼料用米については、これは該当になっておりません。

それと飼料用米、ホールクロップサイレージ用の稲の件でございますが、現在湖東農協さんはこの品種については取り組んでおられません。今月末、自治体担当課長会議がありますので、その時にも27年産米について対応するのかどうかを、こちらからお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番 加藤千代美 県に確認しているんですよ。飼料米の奨励品種であれば該当する。こういうことを言われております。もう一つ忘れたんですが、この飼料単価、私50円で計算してますけども、30キロで1,500円です。60キロで3,000円になります。12俵採ると更に36千円追加されるんですよ。これは大いに検討する価値があると思うんです。幸いにして新得町に行ってそういう情報を得てますので、これは早く動いた方が所得の増になる。そういう考えで提案しております。

次に、先程カモ産業についてお話ししました。私は共助・互助の中で、せっかくブランド化してきたカモ産業に大いに取り組む必要があると思います。これについて実態調査をしました。今あそこで働いている人は4人です。1日の処理数は35羽です。いま彼らは1日35羽を処理するのに大変苦勞しております。彼らが商品として売り出すのは、800gでスープ2本付けて4,200円で売っています。どういう具合に仕入れて、しかも飼育農家からいくらで買っているかという、ヒヨコは500円、飼育した人は2,300円で加工業者に卸しています。ざっと計算すると、今の段階で3万円くらいの純利益はあるとみています。

このカモ産業については、やはりセールスがポイントだと思います。だまって机の上に座っていたのでは、カモは飛んでいきません。カモを飛ばして行くためには、あらゆる情報を提供して、我々が営業活動をしなければ、とてもでないがカモは産業化していきません。

個人でカモをやるとすれば一番難しいのは浄化槽であるということがわかってきました。これは比内鶏をやっている会社から意見を聞いたところ、大きい所2箇所から聞いて来たのですが、やはり浄化槽設備が非常に大変だ、個人でやるとすれば非常に借金を背負うことになる。悪臭を処理するための対策も必要なので、非常に大きな金がかかるというお話を聞きました。

しかし、このカモ産業で八郎潟町のカモを欲しいという大きな会社があります。以前聞いたことがあると思いますが、商品の流通販売をやっている、わこう開発であります。これが私どもの手元にきています。色々検討したところ踏み出せないでいるのですが、相手先を探してなんとかしたいなあと考えております。

カモでいま産業化しているのは、うちと東由利だけです。カモでも東由利はフランス鴨ですから、品種が違いますけれどもそういう状況化にあります。

そこで町長にお伺いしたいのは、仮にNPO法人をつかってこれを立ち上げた時に、どれくらいの援助ができるのか、その辺をお聞かせください。

町長 畠山菊夫 私もあまり勉強してないのでわかりませんが、いまカモが一番難儀しているのは、毛をむしること、それが一番難儀しているそうでございます。その部分を解消できれば、大きく生産を伸ばすことができるようなお話もされておりました。NPO法人を立ち上げた場合、いま生産組合があります。ありますが、支援についてのお話だと思いますけれども、支援についてはその組合と、どのような計画でどのくらい出荷できるのか、そしてまた町で援助するとしたら、どのようなことができるのか、色々その辺を、町でこれやるからどうのこうのという話はできないわけでありまして、その辺を協議したいとは思っております。

5番 加藤千代美 この生産組合に私意見聞いて来たんですけども、小野さんもだいぶお年を召されて、まもなく辞めたいということで、いま飼育について相談しているところは、障害者施設つくし苑らしいのですが、なかなか煮詰まらない。そこに私が行ったもんですから、この辺は町長がおっしゃるように、生産組合とも話を付けて良い組織を作って、町に計画を持って行きたいと思っておりますので、よろしく願います。

農業については、大きく2つのことを申し上げましたけれども、2つとも大きな問題ですので、より検討してもらいたいと思います。

次に、2つ目の問題です。これも昨年9月に一般質問してございます。行政改革と事務執行についてでございます。

昨年の定例議会で私が行政改革と事務執行ということで質問しましたが、その時町長は、「今後の対策としましては、職員の資質向上はもちろんであるが、職員間の報告・連絡・相談を徹底させ、管理職が担当者の事務量・事務内容を掌握するとともに、係長・課長補佐の段階でのチェックを徹底し、二重三重のチェックにより事務ミスを未然に防ぐ組織体制を構築します。また町長の思いは、職員に対し月3回開催している課長会議で伝えております。」という答弁でした。町長の言葉どおり事務体制が執行されているのでしょうか。お伺いいたします。

町長 畠山菊夫 昨年の9月定例会で、加藤議員から行政改革と事務ミスについて一般質問があり、今後の対策として、職員の資質向上はもちろん、職員間の報告・連絡・相談を徹底させ、管理職が担当者の事務量・事務内容を掌握するとともに、係長、課長補佐の段階でのチェックを徹底し、二重三重のチェックにより事務ミスを未然に防ぐ組織体制を構築すると答弁しております。

職員の資質向上を図るには、加藤議員が言われるように、職員が各種研修に積極的に参加し、勉強することにより、職員個々の見識が高まり、それが組織全体の意識の向上、資質の向上につながるものと考えております。

平成26年度では、新規採用職員研修に2名、市町村職員研修に6名、能力開発研修に3名、千葉県で行われる市町村アカデミー研修に4名の職員を派遣し、職員が自己研鑽する研修機会を提供しております。平成27年度も引き続き、各種研修に参加する機会を提供し、職員の資質向上を図りたいと考えております。

また、事務ミスについては、今後も職員間の報告・連絡・相談を徹底し、職員間での二重三重のチェック体制により、ミスを未然に防ぐ体制を継続して強化してまいります。

5番 加藤千代美 税務課長に一つお伺いしたいのですが、税務課の固定資産税というのは、私の記憶によれば固定資産税の評価額の高いのは、田・畑・林業・雑種地、雑種地の場合は正に雑種地であれば評価額は安いけれども、それに何かゴミを捨てるとかそういった場合は、雑種地の評価額は高くなると思っておりますが、その辺どうでしょうか。

税務課長 落合智 ちょっと勉強不足であとで報告したいと思います。

5番 加藤千代美 もう一つなんですが、税法の388条、農地法の30条、これについて、産業課長は農地法の30条とはなんでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 大変申し訳ありません。今日、農地法を持参しておりませんのでお答えできません。

5番 加藤千代美 非常に貴重なことがあります。先月の農業委員会で、非農地のことがかかりました。これは災害にあった土地なんですね。それで農業委員会の局長が申し上げるには、ここに書類がありますけれども、浦大町字小坂39-1、同じく39-2、39-3、39-4、それから40、41、それから里ヶ久の48、これが災害によって表に出てきた書類であります。この課税は私11月19日に税務課に行って確認しました。これ畑で課税されているんですよ。しかし40年前に林地になってるわけです。

私が先程言いましたのは、農地法の30条には、農業委員会は巡回して適正な農地になっていなければ、指導・勧告することになっていきますね。産業課長。

産業課長 加藤貞憲 いまお話ししたとおり、農地については農業委員会で巡回し確認することが必要だということで、間違いはないです。ただ農業委員会で、先月の議決は全員の賛成をもって許可した物件でありますので、議会の中でお話しする案件ではないと考えます。

それと所有者本人も、この畑が山林になっていたという認識が、ほとんどの方がございませんでした。私どもも、まさか山の中に畑があるという感覚は、持ち合わせておりませんでした。この点については、お詫び申し上げます。

5番 加藤千代美 私はあなたの弁明を聞いているのではないですよ。法律に適合してるかどうかですよ。税法では気がついた時点でそれに課税するというシステムになってます。しかも誤って課税したものについては、税法の還付金制度があります。これには5年間の猶予があるわけなんですけど、この誤って課税したものについては、還付しなければいけないと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

税務課長 落合智 確認して誤っている場合は、還付することになります。5年間です。

5番 加藤千代美 産業課長が今、農業委員会で発言したことについて発言すべきでない、という答弁がありましたけども、この件については10月の段階で、税務課とその点について確認しておいてください。11月の農業委員会で報告してください。ということを議事録をみれば載っているはずですよ。

それが11月の農業委員会では報告されておられません。それで私が11月19日の日に税務課に行って、その仕事の段取りを確認したわけです。それが全然連絡がきていな

い、いま税務課長からお話しがあったとおり、それについて内容すらわかっていない。これでは町長がいくら研修に出しても、連絡をさせようとしても、町長がやろうとしても職員がついてこない現状がある。これについては、もっと連絡を密にして行政運営をしてもらわないと町民は非常に困る。こういうことを申し上げて私の質問を終わります。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。
もう二人居るわけですが、午後2時35分まで休憩します。

(午後2時28分)

(休憩)

(午後2時35分再開)

議長 三戸留吉 再開いたします。次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 通告に従って質問させていただきます。先回と似たような質問ですけども、先回、12月質問しますということで約束しておりますので、私なりに再度確認しながら質問させていただきます。似たような感じのものも入っておりますけども、10項目に渡って質問書を出しておりますので、よろしく願いいたします。

委員会の方で作った段階の資料あるんですけども、その段階では我が秋田県にはまだ一貫校が無いということで記してあります。どなたが作ったのかわかりませんが、秋田県には一貫校はそぐわないのではないかと、そういうことを記したもので、当局の方では併設校ということで推し進めてきたのかなという感じがいたします。

私の質問というのは、八郎潟町「小・中一貫校」への早期導入を問う、という題目にさせていただきます。一貫教育の目的については、一般に取り組み毎に学校、市町村、地域住民等の様々な思いがこめられております。その一つには、少子化の進行や地域コミュニティの弱体化の進行により、児童生徒の人間関係が固定化しやすいなか、一貫教育の実施により、児童生徒が多様な教職員・児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学生の中学校進学に対する不安感を軽減することを目的として、また中学生が小学生とのふれあいを通じ、上級生である自らに自覚的となることで自尊感情を高め、生徒の暴力行為や不登校、いじめの解消につなげていくこと等があります。

近年特に地域の過疎が進み、人口、仕事、子育て、介護福祉、医療など、あらゆる面で深刻な事態に直面しております。中でも特に深刻な問題が、人口減少であります。我が町も、今後人口増を期待できる環境ではありません。特に、少子化の進んだ地域においては、小中一貫教育を推進する環境が整いやすい環境とあります。東日本大震災で被災した地域も、学校を統合しながら一貫校をやるということが、ニュースで報じられていました。

ここに、政府の教育再生実行会議は、9年間の義務教育を一体として実施する「小・中一貫教育学校」の素案を示し、2016年度にも導入されることは、前にもお話ししたことだと思います。しかし本町では、施設一体型にした小・中併設校の開設計画をされておりますが、今後ますますグローバル化が進む今日、子どもの教育こそが誰しも願いはひとつであります。本町の基本構想にあります「教育環境」を未来に続けるためにも、文部科学省が2016年度から制度導入予定の学校教育を取り入れるべく、ここに就学環境の変化に起因する課題の緩和策として、9年間の義務教育を一体として実施する「小・中一貫教育校」について質問させていただきます。

今回の教育課の定例会の報告によりますと、教育委員会視察研修について報告されておりますが、研修先はどちらでしたでしょうか。

教育長 江島廣 金議員さんのご質問にお答えいたします。
最後の所の質問は、小坂町の小中一貫校を視察しております。

3番 金一義 それには教育長さんもちろん参加なされたと思いますけれども、どういう研修の内容であったのかお知らせ願えれば。

教育長 江島廣 今回の小坂町の研修には、私は行っておりません。ちょうどその日に中央地区の教育長会がありまして、そちらの方にどうしても出なければいけなくて、残り4名の方が小坂町の方に出向いております。

以前、町村教育長会の方でも、昨年小坂町の方に伺って、内容等につきましては、それで私も把握しておりますので、今回は教育長会の方に出向いた形になります。内容は、

小中教育一貫校を進めて1年間の発表ということで、公開研究会的に実際の授業の実践とか、講師の先生のお話と、そこに至った理由等につきまして研修してきております。

3番 金一義

そうすると私ちょっと疑問に思ったんですけども、うちの方は、教育長何回も質問に立っていただいたけども、併設校云々とおっしゃっておったんですけども、小坂の研修というのは、一貫校の研修でしたよね。そうすると併設校の研修というのはしたことがあるんですか。

教育長 江島廣

前のご質問にもありましたけど、併設校につきましても、常磐小中学校、上小阿仁小中学校に年をおいて、それぞれ教育委員が研修しております。

3番 金一義

では今の教育長さんのお話を念頭に置きながら、ご質問させていただきます。最初に、文部科学省で提唱している小中一貫教育について、どういう感想を持っているのか伺います。

教育長 江島廣

ご質問にお答えします。「新しい時代の義務教育を創造する」の指示を受け、政府の教育再生会議は、19年12月の報告で「子どもの発達に合った教育のための小中一貫教育」を推進し、制度化を検討すると打ち出しております。

文部科学省では、学習指導要領にはない特別な教育課程を編成し、小中一貫教育を行っている特例校の認可及び実践研究のための研究開発校を指定しておりました。24年6月、政府の国家戦略会議で小中一貫教育制度を創設することを柱とする初等中等教育システム改革を報告しております。

それぞれの地域や子どもの学びの実態に合わせた、その市町村独自のカリキュラム編成での営みを、これまで文科省からの認可や研究開発のための実践研究・報告などのわずらわしさを無くすることで取り組みやすくしたのだなと思いました。コミュニティスクールの推進と合わせて、各市町村では地域の実態に合った学校運営の選択種が増えたという風に思っております。少し付け加えるならば、今後、義務教育学校という名称の学校が登場するだろうと、専門家の中ではお話ししているようです。

3番 金一義

要するに、この一貫校が出てくる前は、教育長さんがおっしゃったようなかたちで取り組むのは、希望する特定の地域の文科省の指定を受けながらやったということなんで、そこら辺で色々な弊害があったわけです。今は文科省で、こういう形でやる選択種が広がったんですけども、その為には書いたものを見ますと、地域の特性を加味した教育をするように、この一貫校の中には盛り込んでおりますけれども、そこら辺の解釈はどういう形で解釈してますか。

教育長 江島廣

通常の学校であれ、併設校であれ、小中一貫教育校であれ、コミュニティスクールであれ、どれを求めるかはその地域の子どもの実態、地域の実態、そういったものに照らし合わせながら選択していき、どれをやってもいいということなんですけども、一貫教育校につきましては、他のものと違ひまして学習指導要領がございまして、それに基づいたものをやる形になります。

一貫教育校というのは、それを崩すことも可能ですよという話も出ています。ただ学習指導要領を崩すといいますが、現実的にはかなり弊害があるのは、今のカリキュラムの中の総合的な学習の時間の方を割愛しながら進めている学校が多いかと思えます。例えば数学の教科を減らして英語の教科を増やすとか、そういう風な方法をとっているところは、ほとんど無いわけです。現実には、それはなぜかといいますと、学習指導要領を遵守しなければいけない、ということがあるわけで、そこを崩すためにはあまり教科の学習に弊害のない部分、そこを削り取って何かの教科にあてていくという方法がとられているのが実態だと思います。

3番 金一義

同じ問題、堂々巡りなりますけれども、2つ目の質問再度質問しますが、当町が小中一貫を行わない理由、大きな理由をもう一度お聞かせ願えれば。先程言った中であつたみたいなんですけど。

教育長 江島廣

9月議会でもお話ししたことと重複する部分もありますが、お答えします。本町の小・中学校それぞれの学校運営、子どもたちに与えている工夫された学びに、課題は少しもないとは言いきれませんが、各校長のリーダーシップの下よく機能し、先生方子どもたちに情熱を傾けて励んでおられる姿に感謝しているところです。現時点でカリキュラムを再編成しなければならないほど必要としている特定教科が見

あたらないし、本町の特色ある教育として継続して実践している連携教育や、地域の伝統文化を継承する学習も工夫したカリキュラム編成・内容で実践されていること。

特定教科の編成や学制の区切りを替えることによる転入・転学による児童・生徒に対して、必修教科の履修・不履修への対応があること。

一貫教育校設立に係る計画・推進するための指導主事配置や、小・中学校をコーディネートする指導主事配置などの人的配置の財源が必要であることに加え、学習指導要領に示されていない教科の編成や特定教科を時数増とした場合の、補充教員配置などの環境整備を整えなければならないこと。

学制についての考え方は今議論されているところですが、本町の小学校6年間は、低学年部・中学年部・高学年部と分けた学団の運営と、1年から6年までを縦割り班に編成した活動等により、緩やかな接続が十分に機能していることなどが、導入を必要としない理由です。

3番 金一義

今のは9月の答弁とそっくりですけども、新聞の記事で恐縮ですけども、地域の特色を引き出して一貫校にさせていただきたい。要するに、教育長さんはカリキュラムが手を加えるものがないと前もおっしゃっていますが、実際そうすると要するに今までの形でただ連携という、漫然とそういう形で苦労しないで、今の状態を維持していくのかなと私は感じ取ってるわけですよ。

いま次の段階に入っていけばあれなんですけども、じゃあ、うちの方の特色の教育とは何ですか。私さっきちらっと触れたけれども、もし地域の特色となれば、教育の中で何が一番特色のある教育か、何を指しておっしゃっているのでしょうか。

教育長 江島廣

取り立てて言うとなれば、連携教育を実践していくということが、一番の特色かなと思います。

あと一つは、先程も申し上げましたように、町の伝統文化の継承のために、子どもたちに色々な形で学ばせている機会を多くしている。これがよその町と若干違う特色だと思います。

特に連携教育につきましては、小中だけでなく、幼保小含めまして実際に教科システムの中に連携教育のそういう風なものを盛り込んで進めておるのが、うちの方の特色だと思っております。

3番 金一義

時間的な問題もあって、次に進みたいと思いますけれども、教育長さんの文章の中に、父兄にも啓蒙しているんだと、保護者の説明会とあったようですけども、そうすると保護者への説明会、それから私は町民からの、教育の問題というのはこれからの地方創生の一つの教育の問題になってくると思うわけですよ。教育の根幹は教育だと思うわけです。その為には町民からのアンケートなども、連携と一貫と二者択一なるんでしょうけれども、そういう形で考えているのかどうか。

色々あると思いますけれども、今一度。併設校の創設を目指す根幹は聞きました。ただ一般町民からの認識をとってそういうことにしたのか。今一度お願いします。

教育長 江島廣

ここ数年間私どもが進めて参りましたのは、まず小学校と中学校と子どもたちが少なくなっております。根幹はそこにあります。小学校は将来1クラスずつ、もちろん中学校も1クラスずつ。そして本当であれば、小学校を新しくしていい学校を作れば一番いい訳ですけども、財政的なこともありますので、最終的にはまだ使える中学校を中心として、学級を増やして小中を一つ屋根の下で、という構想を持ったわけです。

一緒にするということが前提にありましたので、教育振興大会の折には、今までは町民から全員のアンケートは取っておりませんが、先生方とPTAと議員さんも含まれてる訳ですけども、その中でこれからの八郎潟町の教育の有り様は、どういう形がいいのかということ、グループ討議しながらまとめたものを、今まで2回程3年おきにやってきております。

その中で必要なのは、お互いに連携した教育を進めていくのがベストだろう、という皆さま方からのものを集約しまして、連携教育推進のための計画、10年間分を作ったわけです。それで今ちょうど半分あたりのところまでできているわけです。この後いよいよということになりますので、それに向かってどういう学校にするかということがやや決まってから、そういう話がされていくと思います。

3番 金一義

教育振興大会の時点では、恐らく資料等は一貫校の資料ではなくて、一貫校のデメリットだけ書いてるわけですよ。一貫校に対するデメリットを網羅して、要するに併設校

の利点だけ書いてあるんで、その時点ではまだPTAの方々も、先生方はあまり口を挟まなかったので私もテーブルの中では話しておったんですけども、私は一貫校一本で話してたんですけども、そういう洗脳されたような形で話された方が、何人かおったわけです。だからベターな感じの話し合いでなかったんで、それがどんどん今の一貫校でなくて、併設という形で進んできていると思うわけです。なのでそれに対する執着心というんですか、連携に対する執着心、私は一貫校に対する執着心あるんですけども、そこから辺で今本当に併設に対する、目指すものは何かということ、もう一度お知らせ下さい。

教育長 江島廣 最後の方の質問の中にもありますけど、併設を目指すということは、つまり連携教育校、おおもとは連携教育校なわけですよ。その中に一貫教育校というものがあるんです。これが上にあるわけです。ですので一貫教育校の場合も、連携する部分というのは持っているわけです。ただやりようについて若干違ったものがある、という形なんですね。それで併設の場合は同じ連携目指すんですけども、お互い小学校と中学校の特色を維持しながら、小学生に与えなければいけないもの、中学生に与えるべきもの、そこ辺りの所をお互いのものを出し合いながら一緒に学ぶ、という考え方なんです。ただその為には色々連携しながらやっていく。それで最後の方に話しました一貫教育というのは、小学校と中学校、同じようなことをやりましょうというのが一貫教育なんです。ただそれに今言う新しいもの考えることは、特区申請で認可されたものは、カリキュラムを変えてみたり、あるいは学区制を変えてみたり、そういう風なことをして、それを一貫教育と名前を付けているものなんです。

3番 金一義 次に、9月の質問の問いに、一貫教育を採用した場合、教育課程の編制が異なるので、転入転出の場合は非常に子どもさんが困る。そういうお話しが教育長さんからあったんですけども、その時も何人かと聞いたんですけども、もう一度厳密に転入が何人か教えて下さい。

教育長 江島廣 ご質問にあるように、ここ5年ほどの転入転出の具体的な数は、区域外転入・転学児童・生徒を含めた人数でお答えします。近い所から、26年度、小学校転入6名・転学4名、中学校転入3名・転学3名、25年度、小学校転入3名・転学5名、中学校転入2名・転学2名、24年度、小学校転入4名・転学4名、中学校転入2名・転学3名、23年度、小学校転入4名・転学6名、中学校転入1名・転学1名、22年度、小学校転入1名・転学5名、中学校転入1名・転学2名となっております。

3番 金一義 この子どもたちに対して一貫校にした場合は、教育の仕方が難しいようなお話しがされてあったわけですよ。それで資料を見ますとこういうことが書いてるわけです。今お話ししたように、中学からの入学だと、この子どもさん方にはきついなじゃないか、という質問あるんですけども、その答えの中に、「小学校6年間の積み重ねの差はある。しかし中学校から入学した生徒には、1学期間放課後に特別授業を行い」、こちら辺、特別授業に難しいところあるんでしょうけれども、「早く追いつけるように手助けしているだけです。最初の頃は少々きついなと感じることもありました。2学期になると、もうついていけるようになる。」一貫校の場合ですよ。教育長さんが子どもさんには転学・転入で非常に難しいとお話しされたので、私資料とってきたんです。保護者の質問の中にこういうの載ってました。特別授業するということのも大変なことなんですけども、ちゃんとついて行けるんだと。仮に一貫校やって転入・転学あっても。しからば連携やった場合に、例えばうちから、一貫校やっている秋田県の場合は正式にやってるのは小坂なんですけど、その場合そっちの方に、仮にですよ、転校した場合の取り組みというのは、どういう感じになりますか。

教育長 江島廣 一貫教育校に転学した場合の子どもへの対応は、未履修の部分があれば、一貫教育校の設置者側が、補充学習等で対応することが基本となっております。例えば、現在ある小坂町、一貫教育校なんですけども、こちらから転学した場合、こちらの方では現在カリキュラムを変えた形では一貫教育おこなってませんので、学習面では問題はないかなと思っております。例えばうちの方から小坂に行った場合です。

3番 金一義 そうすれば別に結局同じじゃないですか。仮に一貫やっても、転入・転出があっても、そんなに心配することないじゃないですか。同じ理論でしょ。

教育長 江島廣 違います。うちの方で一貫教育校になった場合に、例えばカリキュラムを変えてやった場合には、うちの方で、きた子どもに対して当然補習しなければいけないわけです。それから出て行く子どもさんに対して、やってない部分あるかもしれません。カリキュラムの面で。そちらに合わせたものを、うちの方でやらなければいけない。一貫教育校の設置者側で対応するのが基本ということです。

3番 金一義 それは詭弁だと思います。同じですよ。理論的には。我々聞く範囲では。結局、受ける側と出て行く側と同じではないかなと捉えたんですけども。
じゃあ次に、時間が無くなってきてますから。職員室のことで、小中一貫してやるということでお話しあったんですけども、それは非常に良い事なんです。その事には賛成です。ただあの時の問題で、スポ少とクラブとの違いをお聞きしましたら、スポ少である小学校の先生方は早く帰る、中学校はクラブ指導で遅くまでいるわけですよ。その時、小中の先生方の認識のズレが生じるのではないかと聞いたら、自分が指導しますと明言しておったんですけども、そこら辺、教育長さんは、学校全体の管理者だからかもしれないですけども、時間に関する指導というのはありえるもんですか。私そこら辺聞きたいんですけども。

教育長 江島廣 教員の意識改革だと思うんですね。現在教職員人事異動方針の重点の一つに、小・中の校種間交流があります。特に中央地区学区においては小学校教員過員になっており、小学校から中学校へ異動する教員が結構いるんです。その実態を見た場合、小学校から中学校へ異動した教員のほとんどが1～2年後に小学校へ戻りたいと異動希望を提出しております。

その理由として、中学校が教科担任制であること、生徒指導面での問題が多いこと、ほかに部活動指導が大変重荷になっていること、こういうのが実際の原因だと思います。それまでの勤務と違い、教師としての有り様が一瞬にして変わってしまうことに原因があると思います。

そういう現実をも踏まえて、指導の中心は小・中で分かれてますが、校種間の違いをお互い認め合い、共通理解し合うことは、義務教育学校に勤務する教員にとって大切なことと思っております。その体験から、また別の価値観も生まれてくるのではと考えます。同じ職員室で交流・連携することは、教員人生の中で、数年間の短い1ページとなる意義ある体験であることを粘り強く説いていくことが、私どもに課せられた努力義務と思っております。

3番 金一義 そうすれば指導・勧告はできるということですよ。

教育長 江島廣 頑張ります。粘り強く頑張ります。

3番 金一義 そういう権限があるということですか。その権限聞きたいのです。その指導、先生方に時間の、例えば小中の先生方が同じ職員室に入ってやった場合の、いま言ったような、教育長が指導すると言ったから、その権限がおりかどうか。その権限だけ聞きたいのです。

教育長 江島廣 遅くまでいれとか、一緒にさせてもいいかという権限ですか。

3番 金一義 結局、前の質問の時、小中を職員室一緒にしてやるんだと、それはいいことだと私も言いましたけど、先生の勤務体制が違うじゃないか、スポ少とクラブと。そしたら時間的な不満には、私が先生方に指導するんだというお話しに対する権限がおりかどうか、その権限の問題です。

教育長 江島廣 権限について、有る、無い、というのはちょっとわかりませんが、いずれ小中学校の先生方が一緒になった場合に、お互いに理解し合ひましよう、中学校の勤務体制はこうだよ、小学校の勤務体制はこうですよと、お互いにわかり合うということが大切なので、それを訴えていきたい。

3番 金一義 前の答えとちょっと違ってきてます。前は指導しますとはっきり明言しておって、それで私こういう文書書いたんですけども、わかりました。
次に、チャイムの問題もお話ししておりました。ここにもあります時間帯が違うので、

チャイム云々と書いておりますけども、今チャイムない学校もあるということで調べておりますけども、そこら辺は。簡潔にお願いします。

教育長 江島廣 同じ建物の中ではノーチャイムの活動となると思いますが、教室棟だけは別棟と考えておりますが、音楽室・美術室・体育館・技術室・被服室・理科室・コンピュータ室などは、現中学校の既存教室を活用しますので、現中学校校舎内での動きはノーチャイムになると想定しております。ただ、工夫によって始まりの時間を同じにすることによって、1日何回かはチャイムが鳴るといように考えていきたいと思っております。

3番 金一義 先回はチャイムの問題もありますよ、ということで私これをあげたんです。だんだんと答えが変わってきておりますけども。要するにチャイムの問題もあって云々ということで、校舎を一緒にする一貫校では問題だということもあったわけです。それで私このチャイムというのも出したんだけど、今になるとだんだんチャイムに対する答弁だと、まるっきり9月の答弁とは違うように思いました。

次に、文部科学省が中1ギャップ、いじめ、それから不登校等を根幹にして一貫教育を、とございます。うちの方では現実に、最近はまだ、いじめの問題が非常に多くなっている、そういう報道もあります。今現在いじめはないのかどうか。過去には不登校があったのかどうか、あったら何人くらいなのか、ここ2、3年をお知らせ願えれば。

教育長 江島廣 不登校の事実と実態、ということですが、中1ギャップによる不登校はおりませんが、部活動内での人間関係面でトラブルがあり、不登校に陥った生徒がおります。対応として、家庭訪問、学校での保護者面談、スクールカウンセラーとの面談などです。中身は、学校に登校できないので、適応指導教室がありますので、そちらの方に通ったりして、それは出席日数にカウントされますので、そういう形の方策もとっております。

また中には、一時不登校になりましたけども、現在は復帰している生徒もございます。この子どもさんについては、隠さず申し上げますと、1年くらい前に部活動内のトラブルがあったんですけども、捉え方によっては、いじめというようなことでございました。あと他に、家族間の諸問題等々がありまして、同じように不登校になっている子どもさんがおります。この子どもさんも、適応指導教室の方にいておりましたけれど、なかなか行けなくなって、家族間の問題ありますので児童相談所の相談員、それから指導教室の専門員との約束ということで、週に1回は中学校へ登校しているのが現在です。

3番 金一義 いずれ、いじめは現実にあつて、不登校もあつたということで聞いておきます。

次には、小学校は建設する、場所は自転車置き場の所ということだったので、見たら地震等の災害があつた時の、ということで2階建ての母屋にしたいということで、おっしゃってるんですけども、この考えは今も変わりないか。それと規模的なものは、そういう形で何教室くらいの規模になるのか。財政的な問題もあるでしょうし、そこら辺、前に聞いた時は、非常に夢は大きいというような話もしておつたようですが、そこら辺の町との考え方とかレクチャーしながらやっているのか、簡潔にお願いします。

教育長 江島廣 町長とも色々とお話ししておりますけれども、できれば小学校の教室棟だけは、別棟にしたいというのが基本であります。これが財政上厳しいということであれば、また考え直しもあるかもしれません。合わせまして小学校は、トイレ、水飲み場、そういったものの高さとか違いますので、その校舎の所には、そういった設備も設置しなければならない、ということになります。ただ将来、1クラスずつということと、特別支援学級も出てくるだろうというようなことで、8教室くらいがいいのではないかと考えております。

3番 金一義 時間も押してきましたが、後でまた経費等も聞きたいと思えます。

私調べましたら、現在ある建設費が、小中連携、一貫教育学校推進のため、校舎や屋内運動場を一体化するに当たって、既にある学校を改築する場合、小学校同士または中学校の統合に伴う新增築費よりも、国庫補助率が低いとあるんですよ。そこら辺ももちろん勉強しての建設なんですよ。結局午前中からみても、27年度の地方交付税が5%くらいダウンするとか、財政が云々とかあつた中で、新たにそれくらいの教室を増築するとなれば、少なくともある程度の大枚なお金がかかると思うわけです。

どういう形でされるのかわかりませんが、何年で返済するのか、過疎債やると15年の返済なわけですが、学校の場合もっと長いかわからないですけど、そういう

のを念頭に入れながらこの話を進めているのかどうか、我々の感覚でいくと、結局これからの児童数というのは、うんと減っていくわけです。増える要素がほとんど無いということ、町の子ども子育て会議の中で、これは町からいただいたんですけども、ほとんど出生率が増えない。そういうことで中学校は結局空き教室が出てくると思うわけで、その中で建設というのは非常に、我々町民からすると、ちょっとという感じがしないでもない。教育に金かけるのは当たり前なんですけども、ただ敢えてこれから一貫教育をするために、これから進むわけなんですけども、なんで我々だけ。いずれは全体的に一貫教育に進むと思うわけです。

そこら辺を踏まえながら聞きますけども、井川町では併設校という形で進んできたのが、一変して一貫校ということでした。町長にも直接お話し伺いました。その中で彼が言ってるのは、「これからは20人、30人の人数で教育なんかできっこないんだ。やはりこれからは一貫校だろう。」これは彼の考え方だから、うちの方に当てはまるわけではないでしょうけども、秋田県には一貫校はそぐわないと、いまここに書いてるわけです。お宅はね。だけれども、今小坂町がやった、井川がやると、はっきり言ってます。その中でうちの方だけ併設校というのは。

前に進むものが欲しくてこうやってしゃべってる訳で、そうすれば前にも話されてる、先生方云々とありましたよね。一貫校になった場合に。先生方どうのこうのと。そこら辺の考え方ちょっと簡単に教えて下さい。

教育長 江島廣 一貫教育校で授業についてカリキュラムを変えた場合には、それなりの対応を私どもでしていかなければならない。

3番 金一義 これも井川の町長の話ですけれども、これから一貫教育するためには、講習で先生方ができるそうです。中学校の免許と小学校の免許と。特別なやつはね。これは来年度の国会に答申されるそうです。だから一貫教育というのは何も恐くないんだよ、とはおっしゃってました。よその話なんですけども、やるというところの話を聞きに行ったのであって、彼はそういう形で一貫をやるんだと。

要するにうちの方もどんどん生徒が少なくなって、向こうの方でも6月定例会では20人くらいの学級数ではとても連携も併設もやれない。なので切り替えたんだ。ということをお話しておりました。

それと、昔からうちの方が「教育の町」と言われてきた大きな理由は何だと思えますか。

教育長 江島廣 私は昭和49年に八郎潟町に居を構えました。それ以前のことは詳しくは分かりませんが、スポーツ面や文化面ですばらしい功績を残した多くの先人が生まれ育っており、教育に対し大変関心が高く、熱心な町と耳にしておりました。

私が17年間勤務した八郎潟中学校の校訓は「文武両道」であります。校訓が示すように先生方は学習面、特に進学指導とスポーツ面を両輪として全力投球してきたと思っております。

4クラスの時代と3クラスの時代がありましたが、1クラス分の人数を秋田・秋田南・秋田北高等学校への進学と目標に定め取り組んだ記憶がありますし、近隣からは屈指の進学校、部活動が盛んなスポーツ学校とも言われ、保護者の方々には勿論のこと、地域の支援も本当に熱の入ったものだったと思えます。

特に進学指導における先生方の情熱とその労力は、他地域ではまねのできないほどのものだったと自負している部分もあります。

3番 金一義 屈指の進学校とおっしゃられましたけれども、最近では児童数が足りなくなったせいか、私いまここにあるんですけども、一流進学校には一人か二人くらいという。

私が思うには、教育の町と言われてきたのは、学力向上ですばらしい成績を上げてきた歴史があり、その大きな要因の一つには、時の教育長の絶大なる人事異動に対する、教員配置に大きな力を発揮したことも、大きな要因だということは、町民の誰もが認めていることだと思います。

こういう時代だからこそ、教育長さんにも大いに頑張っていただきたいという思いも込めてなんですけども、これからは大胆な発想で特色ある校舎、学校を作っていただきたい。その為に地域活性化というのは、やはり教育だと思うわけです。教育なくして地域は生きないと思うんです。

では隣町で一貫校をなされるということの感想を、ちょっとお伺いします。

教育長 江島廣 今年度突然の小中一貫教育校に向かうという案が打ち出されて、中央地区に位置する地域なのに、なんで一貫教育校を目指すのか、と正直びっくりいたしました。どのような目的とねらいをもって、どんな特色をもった学校にしようとしているのか、実現のためにどんな取り組みをしていこうとしているのか、興味のある部分ですので、なりゆきを見守りたいと思います。

3番 金一義 そうするとお伺いしますけれども、秋田県では一貫校というのは不向きなんですか。

教育長 江島廣 私自身は、不向きだと思っております。私だけではなくて、教育長会で色んな話があるわけですが、一貫教育校には向いていない、というのが現実の話です。転出・転学が多いというのは。だから前々から言っているように、ブロックでやれば以外と進みやすいということです。

3番 金一義 そうすると、大きな、例えば秋田市みたいなところだと、ブロックでやっている品川区みたいな感じの話だと思うわけです。今はもう秋田市除くと1対1の学校なわけです。小学校1つ、中学校1つ。五城目も統合されて来年度からは1対1になるでしょう。ほとんど1対1の学校で、前に教育長さんが一貫校やっている所はへき地なんだ。1校1校のところだけが、一貫校できるんだよ、という話がされておったんだけど、うちの町も過疎になってへき地じゃないですか。児童数は減っていて1対1じゃないですか。そうすると、例えば大きな工場があって、毎年30人50人が入れ替えあるんだったらまだ話わかるけども、さっきお聞きしたように3人5人の場合はケアできるよ、教育長さんがお話ししたように。だからそんなに無理な話ではなくて、やる気さえあればできることだと思いますけども。そこら辺どうでしょう。

議長 三戸留吉 あと残り時間4分ですから。はい教育長

教育長 江島廣 ケアできないわけではないかもしれませんが、相当努力が必要ということになるかと思えます。あとは取り組みのための相当な何をやるかについての必要性が今ないので、一貫教育校には進んでいないという考え方でおります。

3番 金一義 要するに何をやるかというのは、やはり指針はおたく方が提示するのであって、ただ文科省から出てきた6・3制の教育だけでやってれば、それは安全で楽でしょう。こんなこと言えば怒られるかもしれませんが、やはり挑戦するというスタイルがあって、教育というのは子ども方がその道に出て行くんだと思うし、さっきお話しされたスポーツだって、一朝一夕に強くなったわけではないし、進学校に何十人行ったのも、やはり補習授業等で先生方が一生懸命難儀して、そういうことでいってるわけです。最近は一入か二人くらいで、そういう形をほとんど取れてないでしょう。

だからそこら辺がと感じているから、こういう質問するのであって、やはり今までの八郎潟町の教育はこうであったという、一つの根底があるのを奮起してもらって教育してもらいたいということで、私は敢えてこの問題だけを取り上げてやっております。

ついでお話ししておきますけれども、県内に国際教養大学というのがあって、井川や五城目に生徒さんが来て、色んなことをやっております。うちの方の町でも色んなことやってるといふものの、そういう形のもの一つも、これは別にやらなくてもいいのかわからないのですけども、ああやって報道にカラー写真で載っていると、そこら辺は非常に憂慮される問題だと思います。

それと秋田県も英語教育に非常に力を入れておまして、文部省が後援する英検の3級からは、県の方で全額補助をするという制度もございます。だからそういう制度を使いながら、3級が何人おるのか私わかりませんが、一人一人の成長過程を見ながら熱のこもった教育に進んでもらいたいという願望があります。家では学校に歩く子どもはいませんが、この町が今まで教育が、スポーツがと言われた根底にあるものを活かしながら、やはり人のやらないものも一生懸命苦労しないとできないです。楽すればそれはいいでしょうけども、何でもそうですけども苦労しながら育てる、それが教育長の役目だと思うんですけども、そこら辺最後にひとつおっしゃってください。

教育長 江島廣 先程の話の中で、よそはこういう云々ということがあったと言いましたが、うちの方でも「あきたっ子グローバルびじょん」ということで、そういう事業は行っておるとい

うことをご認識ください。それから教育委員の中でも、英語の強化化について色々お話ししましたが、小学校教育の中での強化化というのは、全員が不賛成の一致した意見でありますので、そのことを申し添えておきます。

3番 金一義 どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、7番 伊藤秋雄君の一般質問を行います。

7番 伊藤秋雄 お疲れ様です。一般質問者の最後、ラストニングになりました。私の質問は二問です。通告しておりますが、午前中と午後からと大分私の考えている質問が出ているようです。でも敢えて通告しておりますので、質問をしていきます。よろしく願いいたします。

第一問、平成27年度・予算編成について質問いたします。

25年度の決算では、実質収支216,136千円で黒字決算しております。実質収支比率も前年度より0.6%減の10.4%、実質公債比率前年度より1.0%減の11.1%。また公債比率は8.3%に下がり、一般会計決算、財政指標とも改善健全化が図られていると思います。

また、26年度の事業内容を見ても、デマンド型乗合タクシー事業、駅前開発中の情報交流拠点多目的施設、この施設は来年5月にオープンします。再生可能エネルギー等導入事業、農業体質強化基盤促進事業、社会資本整備総合交付金事業と、各種事業が実施されています。

財政面でも、先程話したように徐々に良くなってきていると思いますが、残念なのは若者が働く雇用の場や、人口減少と高齢化の問題が大きく行政にのしかかっているのが現実です。

そこで27年度当初事業、予算概要と編成についてお尋ねします。

あと3ヶ月足らずで、27年度の当初事業予算概要が議会に示されますが、もう既に編成作業に取り組んでいる課もあると思いますが、今回の12月定例会が終わると、各課毎に新年度の事業予算編成作業を本格的にし、町長査定を経て1月頃までに決まると思います。そこで、職員全員で前々年度、前年度などの事業、予算、結果を振り返って話し合い、27年度の課ごとの町単独の事業を検討しているものでしょうか。答弁をお願いいたします。

また、町三役と各課長会議などで新年度の事業などについて、十分に打ち合わせさせていると思うが、町独自の新しい目玉事業を考えているのか、当初予算の規模はどのくらいかご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

当初予算編成については、現在各課で予算要求書を作成中であり、来年1月初旬までに提出することとしております。編成にあたっては、平成26年度の事業を精査したうえで、廃止あるいは継続すべき事業、課題解決のための新規事業を、限られた財源の中で取捨選択して事業化していきたいと考えております。

まずは、来年5月オープンする駅前の多目的施設を情報発信の拠点とし、様々な新規事業を展開していきたいと考えております。また、多くの町民の皆様から気軽に利用していただけるよう、施設の充実にも重点を置き、交流人口の拡大を図り、「学び」と「交流」を通じて、地域を支える人材育成とにぎわいを創出したいと考えております。

当初予算規模については、まだ報告するまでに至っておりませんが、自主財源である町税の大幅な伸びも期待できず、地方交付税についても総務省の概算要求時点で前年比5%減と仮試算されており、歳出においても、社会保障関係経費が引き続き増加することが見込まれることから、積極的に財源の確保に努め、歳出の抑制に厳しく取り組む必要があると考えております。

しかしながら、人口減少対策、少子化対策、農業政策など、待ったなしで対策を講じなければならないものもありますので、メリハリの効いた予算編成にしたいと考えております。

7番 伊藤秋雄 答弁ありがとうございます。今の所は、はっきりしたことはまだわからないということですね。それで、私も3年間の事業を調べてみました。大部分が、事業面では県からの補助金为主です。そしてまた、町単独事業としては、少子化対策として、結婚祝い金、また八郎潟 da 愛サポート、若者イベントや地域活性化事業を行っております。また学

校給食助成事業なども行っております。

それですと決算面で調べてみましたが、自主財源が3年前から24.7%~27%くらいです。また我が町は、財政が依存財源に頼っておるようになります。23年度は75.3%、また24年度は72.5%、25年度は75.2%となっておりますが、今回の実質収支比率もみましたが、繰り越ししてるのがここ3年くらいは、だいたい2億円くらいのところでやっておるようです。できればもう少し目玉事業をとということですが、本来であればもう少しはっきりした、こういうものをやりたいということが出てくるのかなと感じておりますが、その点はまだ考えておりませんか。

町長 畠山菊夫 構想の中ではありますけれども、まだ話の段階ではありません。

7番 伊藤秋雄 それでは、構想はあるということで承っておきます。

いま政府では、地域経済活性化を進める地方再生まち・ひと・しごと創生で、2015年からおこなおうとしており、基準が5年を目標達成と定めており、用途は各自自治体判断で柔軟に使える交付金を27年度から設置するとありますが、本町はどのような政策目標を設定するつもりですか。

町長 畠山菊夫 それもこれからでございますけれども。そういうことでよろしいでしょうか。

7番 伊藤秋雄 私もまだ出ないとは思っております。はっきり言って。まだ政府もしっかりしていないから、でないのかなと。ただし地方交付税が5%も下がるということは、恐らくこの事業に政府は金を投入すると思います。そういうことも先取りしながらやっていかなければ大変だと受け止めておりますので、その点をもう少し早く、我が町ではこういう事業をやるということ、例えばこのあと、私この問題に対して7つのことを掲げております。その中で人口減少も出てくると思います。また後ほど、その人口減少のことに触れていきたいと思っておりますので、ここではちょっと控えておきます。

それでは②として、質問させていただきます。

町の職員の知識高揚のため、役場職員としての誇り・自覚をもって責任のある仕事を、活気のある職場を作るためにも、職員全員にどんな町にしたいのか、どんな事業をすれば町が潤うのか、日頃考えていることをレポートに書いてもらうことも必要であり、当局にとっても色々なアイデアが出てくるので参考になると思うが、当局の考えはどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 予算編成にあたっては、私から基本方針について伝えており、また各課で課題解決のため、職員間で十分話し合い検討して予算要求されますので、職員全員からのレポート提出については、今のところ考えておりません。

7番 伊藤秋雄 なぜ私がこういう質問したのかというと、以前、五城目に勤務していた時、社長が五城目の町長をしておりました。その時よく私に、11月から12月の始め頃、あなたは何を考えて町のことをしていますか。そしてどういう事業をしたいですか。そういうことで毎年レポートを書かせていました。そうすれば課長が思うのと、若い人たちのアイデアとあるそうです。それを取り入れていくのがやはり町の3役であり、色々な会議にも出てくるということがありますので、そういうのが必要でないかなと感じました。そのレポートを書くために職員は、遅くまで書いたりしているようです。そうした時その社長は、何階に電気がついていないとか見たり、色々見ているようですので、その点も必要でないかな、一年に一度書いてもらうのもいいのでないかな、ただ3役や課長で考えているより、下の人の考えも必要だと思いますが、今後考える必要はないと思いませんか。

町長 畠山菊夫 若い職員からの色々な提案については、各課毎にいろいろなシステム作りをしていると思っております。色んな課題、これから取り組む事業たくさんある中で、話し合いの場も必要でありますし、また職員同士の交流も非常に多くしておりますので、そういう中で色々話し合っていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 はい、わかりました。次の③に移ります。

6月定例会での私の質問の中で、人口減少と抜本的な対策で、人口維持のための対策を考えているのか、と当局に聞いております。

答弁では、安定した雇用の確保、定住しやすい環境の確保などについて、3町の話し合いはしているが、今すぐ企業を持ってくるのは無理があると答えています。

私の提案ですが、人口を少しでも増やすことを考えたらどうでしょうか。本町の面積は17平方キロメートル、県内では一番小さい町で災害もなくコンパクトな町です。それに比較的雨量も雪も他町村に比べて少ないと思います。また本町は、秋田県のほぼ中央に位置しJRの駅もあり、通勤通学には利便性もあり、大変住みやすい町です。昨年から2カ年で蓄電式LED街路灯を27基設置しましたが、もう少し増やして全町を明るくし、住みやすく防犯面を良くし、犯罪のない安全安心な町として、例えば町外から移住を受け入れた場合、町県民税を5年間無料にするとか、住宅を建てた場合、固定資産税を3年間無料にするなど、秋田県で一番住みやすい町、自然が美しく豊かな文化の町として、全国にインターネットで発信し、人口を増やすことも必要と思いますが、当局の答弁をよろしくお願いします。

町長 畠山菊夫 伊藤議員が言われるように、本町が有する豊かな自然、伝統文化などの地域資源、恵まれた広域交通網等の地理的条件は他町村にはないものと思います。この地理的条件を活かした、人口減少対策が必要だと考えております。

蓄電式LEDソーラー街路灯については、再生可能エネルギー等導入事業により、平成25年度8基、平成26年度19基の計27基を町内の避難路・避難施設に設置いたしました。この事業は10分の10の事業であります。今年度で事業が終了する予定となっております。もう少し増やして、全町を明るくし、防犯面をよくして犯罪のない安全安心な町をPRしてはとのことですが、本町の街灯の数は道路延長の割合からすれば全県でも多い方だと思います。今年度の事業により、町内の避難施設には、災害時停電した際にも点灯する蓄電式LEDソーラー街路灯がほぼ全て設置されましたので、安全安心は確保されていると考えております。

また、人口減少対策のひとつである移住定住の施策を実施した場合には、当然、税の優遇措置は必要だと考えておりますし、もちろん全国に向け本町の魅力を情報発信しなければならないと考えております。

7番 伊藤秋雄 前向きに定住や移住に対する体制が、段々と整ってきていると感じております。そこで先程の人口減少の対策ということで、質問させていただきます。

いま国では、人口減少が大変騒がれております。人口減少達成目標を定めた策定は国でもしております。5年後を目途に行っております。また50年後の将来の展望ということで、長期ビジョンを考えているようです。本町ではこの総合戦略ということで人口減少ということで、10年、20年、30年、50年の長期ビジョンを考える必要があると思いますか。

町長 畠山菊夫 当然長期ビジョンというのは考えていかなければいけないわけで、28年度から始まる第6期の計画の中に、しっかりとした対応を求めているかと思います。

7番 伊藤秋雄 参考までにお知らせしたいと思います。日本創生会議で、これは秋田経済8月号で発表になりましたが、2040年になると、890市町村が消滅する可能性がある試算されております。また何年後に人口がゼロになるかということまで計算しております。最短で2070年、秋田県では、3町1村、本町は2090年だそうです。ちなみに大潟村は、2265年ということを出ております。

人口減少の歯止めをかける対策は、これから本当に必要ではないか、町の経済を活性化するためにも必要であると思いますので、これは早期に人口減少に取り組む必要があるのではないかという感じがいたしております。

次に移ります。④平成23年度から26年度まで、結婚祝い金事業を行っているが、27年度から出産や育児の環境を整え、出産祝い金制度を設けたらどうでしょうか。例えば第一子誕生で1万円、第二子で2万円などの子育て支援することも必要であると思いますが、当局はどのように考えておるでしょうか。

町長 畠山菊夫 出産祝い金制度の創設についてですが、平成5年度から16年度まで「出産奨励金事業」を実施してございました。これは本町に1年以上在住し、第3子以降の子どもがいる保護者に対し、出生時、小学校入学時、中学校入学時にそれぞれ10万円を支給するもので、12年間で延べ60件の支給実績がありました。しかし、平成17年度、市町村合併断念後の町自立計画に基づき、この制度を廃止しております。このようないきさつから、自立計画で廃止した他奨励金等との整合性を考えると、出産祝い金の創設は考えておりません。

なお、10万円支給の結婚祝い金事業は継続の考えであり、子どもにかかる医療費・

通学バス無料化の検討、また新しい子ども・子育て支援制度において、子育て支援を応援して参ります。

7番 伊藤秋雄 今の所は考えていないという答弁でしたが、私の調べでは、いま現在の出生数、町長は知っていますか。例えば24年、25年ということ。人数わかりますか。

町長 畠山菊夫 だいたいの数字はわかりますけども、はっきりした数字は。

7番 伊藤秋雄 24年度が23名、1万円上げても23万円です。25年度が33人。26年度11月現在17名です。本当に少ない人数ですので、子育て支援ということでも、少額な金額ですのでこういうのも目玉事業として、取り上げることも必要でないかと感じておりますので質問にとりあげました。この点についてありませんか。

町長 畠山菊夫 町独自でも色々支援はしているところです。他の市町村がやってるからというのではないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

7番 伊藤秋雄 それでは⑤番に移りたいと思います。
地域活性化事業について、平成19年度から27年度まで7年間実施している事業、1町内毎に活動した場合、4万円を助成しております。各町内会が積極的に町の事業に参加したり、ボランティア事業、例えばゴミ拾いなど、町内会同士助け合い、親睦を深めるような活動をしている場合は、多少の金額を上乗せしたらどうでしょうか。ご答弁をお願いします。

町長 畠山菊夫 地域活性化助成金事業については、平成25年度は過去最高の25町内会から申し込みがあり、各区とも様々な活動を通し、会員相互の親睦を深める一助となったものと思われま。平成26年度からは、食糧費を今までの1万円から2万円に引き上げ、さらに申請手続きを簡素化して、多くの町内会から利用できるようにしております。

議員が言われることも理解できますが、町内会によっては、少子高齢化により、運営自体が困難で町の各種事業に参加したくても参加出来ない町内会も多数あると思いますので、平等性の観点から地域活性化助成金の上乗せは考えておりません。

なお、地域活性化助成事業の活用実績を踏まえ、限度額の引き上げについては、今後検討してまいりたいと思います。

7番 伊藤秋雄 この事業に対しては、町内会の皆さんも、4万円もらえるということで喜んでおりますが、あまりにも片寄った事業になっているのではないかと感じております。夏祭りをやったり、老若男女コミュニケーションをとったりしておりますが、本来の町内会の活動が必要でないかという感じをうけております。そうした場合、やはりアイデアのある町内会もたくさんあると思います。事業をやるに。そういう町内会にはやはり特別賞というか、そういうのを置いても他の町内会にも刺激になるのではないかという感じがしますが、どうお考えでしょうか。

町長 畠山菊夫 あくまでも私たちからああやって下さい、こうやって下さい、というようなものでもなくて、町内会の自主性というものを重んじていきたいと思っております。色んな事業やって、それでまた商品を出すと言うことは考えておりません。

7番 伊藤秋雄 はいわかりました。それでは⑥に移りたいと思います。
以前隣町で、地域おこし協力隊を募集したところ、東大出の39歳の若者が3名都会から来て活動していると聞いたことがありました。総務省のホームページで、地域おこし協力隊、地域を変えて新しい力、地域おこし、と書いてありました。期間は短期か1～3年以内、給料宿泊代は国から出るそうです。この制度を利用している市町村は県内で9件、最初は上小阿仁村でした。

本町は6月に過疎地域に指定されました。都会を離れて地方で生活したい。地域社会に貢献したい。人との繋がりを大切に生きたい。自然と共存したい。自分で作物を育ててみたい。など、地域以外の人材を積極的に誘致し、地域以外の目線で発想能力を活かして定着を図るとい、地域おこし協力隊事業を、町は今後の活性化のため活用することを考えていますか。

町長 畠山菊夫 地域おこし協力隊は、地方自治体が都市住民を受け入れ委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせ

てその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献していただくものであります。総務省から隊員1名につき上限400万円、募集に係る経費について、自治体1団体あたり200万円を上限に特別交付税が交付される財政支援があります。期間は、概ね1年以上最長3年となっており、平成25年度では、全国で978名の隊員が318の自治体で活動しております。秋田県では7市町村が受け入れをしており、18名の方が活動しております。

特別交付税による財源手当の対象とする地域おこし協力隊員の地域要件に、都市地域等から過疎・山村・半島等の地域に移し、住民票を移動させた者とあります。

本町は今年4月1日に過疎地域指定となりましたので、地域おこし協力隊の受け入れは可能かと思われませんが、一番重要なのは本町の受け皿づくりだと思いますので、今後定住・移住対策のひとつとして受け入れしている県内市町村に現状をお聞きし、地域おこし協力隊について検討したいと考えております。

7番 伊藤秋雄 五城目町では、先程も言いましたが、この3名の方は3年ということで、もう移住したいという感じを受けているそうです。1名は夫婦で住んでいるそうです。最後はこの町で起業したい、そして町から都会へ発信したいということで、大変頑張っている人のようです。そういった意味で、五城目町はホームページでも募集しております。そういうことで我が町でも、一人でも二人でも人口を増やすということでも、都会からの目線でやるのも必要だなと。

これは国の補助が対象ですので、やはりやってもらいたいと思います。ちなみに現在一人の1ヶ月の報酬は166千円ということで、アパートに住んでおるそうです。また町からは、色々その他に自動車の燃料代、パソコンの賃借料代、住宅の賃貸料の一部を支給するなどあるそうです。また、もう一人女性の方で恐らく集落関係の方かなと思っておりますが、女性も一人入ってきたということで、五城目町はイベントなどの事業をするとき、彼らは町内会を対象にワークショップを開いたり、町内会の将来の目標や具体的な活動を整理しながらやっている。そして役場総務課の方に勤務しておりましたので、やはり私たちの町でも、これからはインターネットを利用して発信するのも必要だと思っております。

そこで我が町のホームページを開いたら、14項目入っていました。まだまだ他にもあるかと思いますが、ごく普通の言葉が多いように思いました。他の町村を見ると、イベントあるたびに写真入れたり、色々情報発信するようなホームページです。私たちの町でも、もう少しホームページを充実したらどうかな、と感じましたが、その点どうお考えですか。

町長 畠山菊夫 地域おこし協力隊については、五城目町さん本当に素晴らしい人材来ていると思っております。五城目さんは、千代田区と姉妹提携しておりまして、色んな人材よく来たなと思っております。ホームページのこと言われましたけれども、私も何とかしなければと思ってるんですけども、役場の職員の仕事量もありますけども、その辺もこれから複合施設も建設されますので、そうした中でしっかりした情報提供をしていきたいと思っております。

7番 伊藤秋雄 参考までですが、今は情報を発信するのが一番いいと聞いております。人から人への口コミ、それからパソコンで仲間どおしのブログ、そしてインターネットを利用した情報発信が一番いいということが出ております。そういった意味において町も人口を増やすなら、もう少し積極的にこの町は素晴らしい町だよ、ということを発信してやるべきだと思っております。あまり消極的にならないように、職員の方も発信してもらえればありがたいな、私はこの町は大好きです。そういった意味において人口を増やすことも必要であると思っておりますので、よろしく申し上げます。

7問目ですが、27年度から職員同士の横の連絡などを密接に取り合うため、各課全員で仕事始めに朝礼を行い職員の作業日程や伝達報告を行うことも必要かと思っております。先程の誰かの質問にもありましたが、事務ミスなどもあったりしますので、そういった意味で朝に朝礼を行うのも必要でないかと思っておりますがいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 各課の朝礼は行っておりませんが、会議・行事・イベントがある際は、各課で随時課内会議を開催し連携を密にして業務にあたっております。また、月3回行われる管理職の行政運営推進会議で町の現状と課題を話し合い、各課との横の連携を密にして行政運営にあたっております。議員が言われる朝礼については、毎日には困難だと思っておりますが、各課で週1回程度朝に、今週の行事について、職員ひとりひとりが報告する機会

も必要だと思いますので、各課に検討させたいと思います。

7番 伊藤秋雄 なぜこういう提案したのかと言われるかも知れませんが、実は私ちょこちょこ五城目の役場に行くんです。行く前に電話するんですが、朝8時半頃だと、いま朝礼やっているので5分くらい待ってください、という話があります。毎日やるそうです。ということは、町民の方も日中に役場にくるわけです。誰それに会いたいと来てもいなかったり、またこの要件で来たけれども、2階ですよ、3階ですよと、横の連絡が悪くて行ったり来たりする状態が多かったそうです。そういう意味において、今日はこういう作業に誰それはします。誰それは何処へ行きます。ということで、課長が朝に情報を発信している。これもやはり私たちの町でも必要なのかな、さっきも出ていた事務的なミスやチェック体制が悪かったり、こういったことから町民から不満が出てくるのかと感じております。決して私は職員をいじめるような考えはありませんが、やはり必要なものはやるべきではないか、これはやはり町長の采配だと感じておりますので、それについてもよろしくお願いします。答弁はいいです。

それでは、2問目に移ります。

2問目はほとんどもう出ているように思います。米価の下落対策についてですが、前置きは抜きにして、①の質問に行きます。26年3月現在のデータでは、町の農地面積1,190ヘクタール(町の面積の70%)、農家数468戸のうち主業農家72戸、農業生産法人3戸、認定農業者74名とあります。今回の下落に伴い町全体の収入は予想としてどのくらい下がったと思いますか。

町長 畠山菊夫 26年産米の概算金が、60キロ当たり8,500円という過去最低額となり、稲作中心の本町は甚大な影響があり、本町経済に与える影響も大きく、小売業中心の商工業にも大きな影響があると思っています。

減収分を10アール当たり3万円とした場合、米の直接支払交付金対象面積が573ヘクタールですので、約1億7千2百万円の減収見込みとなりますが、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策交付額が27年3月末までの販売実績により確定するため、概算金額を元にした、見込みとさせていただきます。

7番 伊藤秋雄 私もだいたい町長の答弁と合っております。17億5千5百万が下がると思います。これはパソコンで開いたら、税務課とはちょっと違いますが、八郎潟町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン、ということで、これに町の面積1,100ちょっと、主食用のコメ6,510アールということで、だいたい1反歩9俵という計算しました。それに出てきた数字に、下がった分3千円をかけた数字が出ております。確かにこの数字を見ますと、八郎潟町では小さい農家も大きい農家も大変な打撃を受けております。そういった意味において、やはり何か手厚い保護が欲しいなと思いますので、やはり色々な面で私はよく考えておりますが、補助金補助金と言いますが、私の場合は助成金は、お金でなく町の商品券で1万円でも2万円でもやる、そして町の商店から買ったりすれば、町にまた還元がくる、そういったものも私は色々な面で町も潤うので必要でないかと感じております。

そこでこのことに対しては、午前中にも出てきましたが、農家に助成することには、種籾や航空防除をしたらどうかという意見がありましたが、町長の答弁では、町では考えていないということでした。しかし私の一年前の12月の一般質問では、こういうことを言っています。消費税5%から8%になった時、航空防除や農業資材の補助は、ということで質問しております。その時町長は、今後の課題とするということ言っていました。それはやはり農家に何か援助するということ考えたのか。本当に考えて我が町では無理ですよということ考えたのか、その点をお知らせ願えればありがたいと思います。

町長 畠山菊夫 先程の減収ですが、17億ではなく1億7千万です。

この度の農家の支援として色々私方も検討しました。自治体では東成瀬村・仙北・横手それぞれやっております。ただ助成となると、それを試算する根拠が必要だと思っております。例えば東成瀬村の場合は、5年間の平均との差1/2を助成対象としておりますし、仙北市の場合は一律200円上乘せしたそうでございます。色々ありますけども、今回は国の施策によって、JAの施策もありますけども、それによって下がったものだと思います。来年以降もどうするかということ視野に入れながら、予算を付けていかなければいけないということも考えました。色々なことを考えて今回の支援となった訳でございます。

- 7番 伊藤秋雄 時間も迫っておりますので、はしょって質問します。
③中小零細農家に対して手厚い保護対策を考えているのか、或いは小規模農家をなくすのか、お尋ねいたします。
- 町長 畠山菊夫 食料自給率の向上は我が国施策の根幹であります。経営所得安定対策に於いて、大規模農家と小規模農家との違いは、今年度は畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策の有無と、ナラシ対策交付金の率で違いがあります。
今日まで、農村の原風景を守り、地域社会創造の主役である、農業者の努力に対して敬意を表すものであり、「なくす」などの考えは毛頭ありません。ナラシ対策等の加入を考えておられる農業者に対しましては、認定農業者、集落営農への加入など、相談に応じてまいります。
- 7番 伊藤秋雄 ④のことについて質問いたします。
町では今後農家にコメを作る環境を整えながら、力強いコメ&複合経営など営農維持を図る農政改革の対策をどのように考えているのか、ご答弁をお願いします。
- 町長 畠山菊夫 本県への生産数量配分面積が決定し、転作率が県平均42.6%となっております。今後の営農についてであります。経営所得安定対策に沿って、水田フル活用、いわゆる畑作物等に重点を置き、複合経営による所得の向上に繋げて参りたいと考えております。
米の生産については、生産数量目標廃止後の産地間競争に負けることの無いように、新品種の開発や販路拡大について、県や農協等と連携し進めて参りたいと思います。
- 7番 伊藤秋雄 長い間、大変ありがとうございます。色々町長から前向きな答弁もありました。そういうことで私も色々なことに対して、町を良くしたい、全議員そうだと思います。そういう意味において、町も町民が喜ぶような行政をしてもらいたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。これで私の質問を終わります。
どうもありがとうございました。
- 議長 三戸留吉 これにて、伊藤秋雄君の一般質問を終わります。
これにて、一般質問を終わります。
これより、各常任委員会を開いていただきます。なお最終日12日は、午後3時より本会議を開きます。
本日の会議は、これを持って散会いたします。どうもご苦勞様でした。
(午後4時33分)

平成26年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 平成26年12月12日（金）

議長 三戸留吉 皆さん、ご苦労様です。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 （総務産業常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 次に、教育民生常任委員長 金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 （教育民生常任委員会委員長報告 別紙報告書のとおり）

議長 三戸留吉 これより、各常任委員長に対する質疑を行います。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 三戸留吉 ないようですので、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 8番 北嶋賢子です。第46号の八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ですが、今の委員長報告もこの部分の一歩下の部分に、来年度は駅前複合施設の図書館ゾーン内にある2つの部屋で実施したい、と学童保育のこと書かれています。環境の良い所で子どもたちが放課後を過ごせるということは、喜ばしいことだと思いますけれども、質問なら答弁が出たんでしょけど、意見でありまして、駅前計画を見直しすべきことでもあり、このことに議会へ報告がなされておらず誠意を示す必要があるのではないかと、質問なら答弁が出たんでしょけども、意見となってましたので、その経過がありましたら教えて下さい。

教育民生常任委員長 金一義 当議案に対しては、委員の方々も唐突ではないかということが出ました。というのは、結局当局からの話だと、これにはあまり触れてないんですけども、10%の消費税絡みの関係で、10%なった場合に、予定は来年の4月だったんだけども、消費税そのものは伸びましたけども、この子ども子育て支援に消費税の一部が還元されるということで、規制がかかったみたいで、補助金いただく場合はですね。
今まで中央児童館で放課後やっておったんだけども、一人当たりの面積が、これ条例を見てもらえれば面積書いてございますが、その面積が基準に満たないということだったので、急ぎょ当局の方で駅前の施設を使うということだったので、我々委員としても非常に唐突な話で、意見書という形で、要するに国からの補助の対象、それで消費税が延びたんだけども、取りあえず当局の方では来年の4月から実施したい、そういう希望を持っております。それでこの中身としては、土曜日・日曜日はここは使わないで、除外してやるということのようです。

議長 三戸留吉 他にございませんか。
ないようですので、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお討論は、反対討論から行いますので討論がある場合は、挙手の上、反対、賛成を述べた上で、議長の許可を得てからお願いいたします。

日程第2、承認第3号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。承認第3号について、委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。次に、日程第3、議案第44号 八郎潟町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第4、議案第45号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第46号 八郎潟町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第47号 八郎潟町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第48号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第49号 平成26年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第50号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第50号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第51号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第52号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第53号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、日程第13、請願・陳情について、採決を行います。受理番号第13号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。次に、受理番号第14号 陳情書安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第14号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第14号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第15号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第15号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第16号 労働法制の改悪に反対し安定した雇用の実現を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第16号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第17号 介護従事者の処遇改善を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第17号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第17号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第18号 学校薬剤師の報酬改善についての陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第18号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第18号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第19号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第19号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第19号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、受理番号第20号 専ら被保険者の利益のための年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第20号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第20号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、受理番号第21号 集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを求める請願について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。
受理番号第21号について、委員長の報告は採択であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第21号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
次に、日程第14、議会広報編集委員会委員(後期)の選任について、を上程します。
議会広報編集委員は、八郎潟町議会広報発行に関する条例 第3条第3項の規定により、前期2年、後期2年とし、前期に議長、後期に副議長とすることとしております。
後期の委員の選任につきましては、平成25年2月25日招集の第1回臨時議会において、お手元に配りました名簿のとおり選任されておりますので、名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって後期の議会広報編集委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり、総務産業常任委員会から、村井剛君、北嶋賢子君、菊地文人君、教育民生常任委員会からは、畠山金美君、柳田裕平君、近藤美喜雄君、以上の6名を選任することに決定いたしました。
次に、日程第15、議会広報編集委員長及び副委員長(後期)の互選について、を上程します。
これより後期の議会広報編集委員会を、第1委員会室で開いていただきます。
暫時休憩します。

(午後3時43分)

(休憩)

(午後3時50分再開)

議長 三戸留吉 会議を再開します。
八郎潟町議会広報発行に関する条例 第4条第2項の規定により、後期の正・副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。
議会広報編集委員長に、菊地文人君、議会広報編集副委員長に、畠山金美君
以上のように、後期の議会広報編集委員会において、互選されました。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。よって後期の議会広報編集委員長・副委員長は、ご報告のとおり決定いたしました。

以上、今定例会に付議された案件は、全て終了しました。
これをもって、八郎潟町議会 1 2 月定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 5 1 分)